【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2020年1月31日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

(2020年4月1日より、大和アセットマネジメント株式会社(予定))

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受 ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 10兆円を上限とします。

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)(愛称:D・5 1)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

(7) 【申込期間】

2020年2月1日から2020年7月31日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

ニューヨーク証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは、行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日()の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日()の取扱いとなります。

()前 の申込受付中止日を除きます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に 記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型	追加型投信
商品分類	投信	
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益	資産複合
	の源泉)	
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定
		型(株式、債券、不動産投信)))
	決算頻度	年6回(隔月)
	投資対象地域	グローバル (含む日本)
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち 複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2)属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年6回(隔月)」…目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの

・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは 為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	
単位型投信	国 内	株 式 債 券 不動産投信 その他資産	
追加型投信	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般 大型株	年1回	グローバル (含む日本)		
中小型株 債券	年2回	日本		
一般公債	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
社債		欧州		
その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	アジア		
() 不動産投信	年12回	オセアニア		
その他資産	(毎月)	中南米		
(養養) (養養) (養養) (養養) (株式、養養、不能養物)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合		中近東		
()	その他	(中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

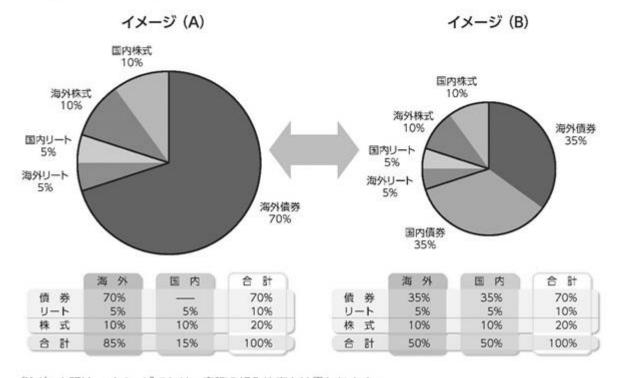
<ファンドの特色>

内外の公社債、リートおよび株式に投資します。

●各資産の組入比率については、下記イメージ(A)の組入比率を目処とします。

ただし、毎年6月末において、「ダイワ日本国債マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りが「ダイワ・外債ソプリン・マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りを上回った場合は、下記イメージ (B) の組入比率を目処とします。

●2019年11月末現在、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りは、「ダイワ日本国債マザーファンド」のポートフォリオの最終利回りを上回っています。



- (注1) 上記は、イメージであり、実際の組入比率とは異なります。
- (注2) 市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



海外の公社債への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ●ドル通貨圏(米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等)、欧州通貨圏(ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等)の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ●ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏:50%程度 欧州通貨圏:50%程度



- ※北欧通貨:スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
- ※東欧通貨:ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロ チ、チェコ・コルナ等
- ※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。
- (注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。
- ●国債の格付けは、取得時においてA格相当以上*1、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上*2とすることを基本とします。

債券の格付けについて

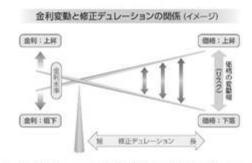


債券の格付けとは、假選時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やS&Pグローバル・レーティング (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

- ※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上
 ※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上
- ●ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

- ●修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- ●修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。



●金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

わが国の公社債への投資にあたっては、国債に投資します。

- ※2019年11月末現在、わが国の国債には投資していません。
- ●残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ●原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。

残存期間ごとの組入イメージ



0~1年 1~2年 2~3年 3~4年 4~5年 5~6年 6~7年 7~6年 8~9年 9~10年 10~11年 11~12年 12~13年 13~14年 14~15年 残存期間

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

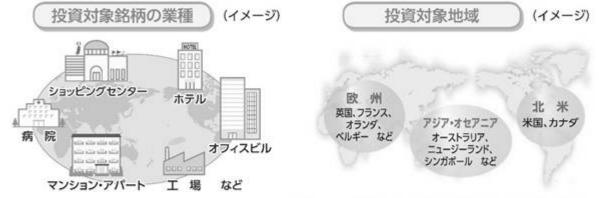
- 国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。



内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- ●海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を 考慮します。
- ●海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

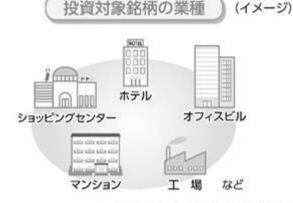
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて)

- *米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- 所在地:アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク
- ●わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

海外の株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成 長性を勘案し、予想配当利回りおよび各種バリュエーション指標や 株価水準等を考慮します。

●北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に分散します。

投資対象の地域別構成 (イメージ) 好配当株とは (イメージ)





- ◆ダイワ北米好配当株マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ◆北米の株式への投資にあたっては、株式のほかハイブリッド優先証券*を主要投資対象とします。
 - ※ハイブリッド優先証券とは…
 - 株式と債券の両方の性質を併せ持った証券です。
 - 弁済順位は、株式と債券の中間の位置付けとなります。
- ◆欧州の株式の運用にあたっては、アムンディ・アイルランド・リミテッドに運用の指図にかかる 権限を委託します。

(コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて)

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- 所在地: アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

〈 アムンディ・アイルランド・リミテッドについて 〉

アムンディ・アイルランド・リミテッドは、運用資産額で欧州および世界でトップクラスに入るフランス の資産運用会社アムンディ・グループの主要運用拠点のひとつで、アイルランド(ダブリン市)に所在 します。

わが国の株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断 される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の 割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。

投資対象のイメージ

配当利回りが高い

好配当株

成長性や割安性等から見て「投資価値が高い株」

※配当利回り:株式投資を行なう際に用いられる株式の投資価値を測る指標のひとつです。個別銘柄の配当 利回りから株価の割安度の測定や、株式市場全体の配当利回りと市場金利を比較して、株価 水準の妥当性の測定などを行なうことができます。

配当利回り(%) = (1株当たり年間配当金 ÷ 株価)×100

銘柄選定プロセス

わが国の株式

投資候補銘柄

ポートフォリオ

定量・定性分析による銘柄選定

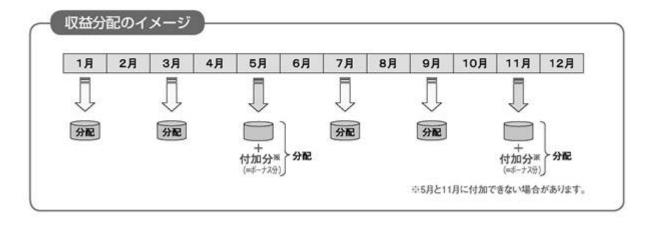
予想配当利回り、 成長性、企業のファンダメンタルズ、 株価の割安性 等

- 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の 準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~6.の運用が 行なわれないことがあります。

毎年、奇数月(1、3、5、7、9、11月)の各8日(休業日の場合 翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を 行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ●原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。5月と11月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。



- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

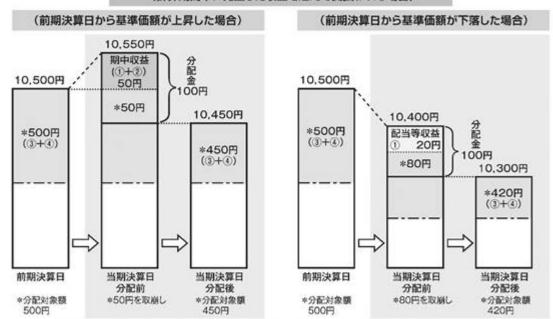
[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

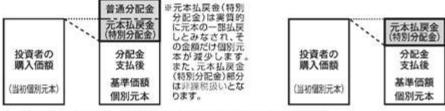
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および③収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 ... 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ (特別分配金) ... 減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年6月22日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者お申込者

収益分配金(注1)、償還金など お申込金(5)

お取扱窓口

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約(1)に基づき、次の業務を行ないま す。

販売会社

受益権の募集の取扱い

一部解約請求に関する事務

収益分配金、償還金、一部解約金の支払い

に関する事務

など

1

収益分配金、償還金など お申込金(5)

委託会社

大和証券投資信託委 託株式会社

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信 託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次

の業務を行ないます。 受益権の募集・発行

信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成

など

運用指図

2

損益 信託金(5)

受託会社

三井住友信託銀行 株式会社

再信託受託会社: 日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社

信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行な います。なお、信託事務の一部につき日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会社に委託すること ができます。また、外国における資産の保管は、 その業務を行なうに充分な能力を有すると認めら れる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 など 信託財産の計算

損益 投資

投資対象

内外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など

ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

なお、次の各マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、 投資顧問会社(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します(カッコ 内は投資顧問会社名)。

- ・ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド(コーヘン&スティ アーズ・キャピタル・マネジメント・インク)
- ・ダイワ北米好配当株マザーファンド(コーヘン&スティアーズ・キャ ピタル・マネジメント・インク)
- ・ダイワ欧州好配当株マザーファンド(アムンディ・アイルランド・リ ミテッド)
- (注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
- (注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を 受けて、各マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(4)。
 - 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務の内容等が規定されています。

大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- 4:投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社の概況(2019年11月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧
	問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資ー
	任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものと
	みなされる。

・大株主の状況

名 称	住所	所有	比率
		株式数	
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の各マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

- 1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
- 2. ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券
- 3. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券

- 4. ダイワ」 REITアクティブ・マザーファンドの受益証券
- 5. ダイワ北米好配当株マザーファンドの受益証券
- 6. ダイワ欧州好配当株マザーファンドの受益証券
- 7. ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンドの受益証券
- 8. ダイワ好配当日本株マザーファンドの受益証券 投資態度
- イ.主として、マザーファンドを通じて内外の公社債、不動産投資信託証券および株式に投資を行な い、安定的な配当等収益の確保と信託財産の成長をめざします。
- ロ.各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ない ます。

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の70% ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券…………信託財産の純資産総額の0% ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の5% ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券

…信託財産の純資産総額の5%

ダイワ北米好配当株マザーファンドの受益証券............信託財産の純資産総額の3.3% ダイワ欧州好配当株マザーファンドの受益証券..........信託財産の純資産総額の3.3% ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンドの受益証券

…信託財産の純資産総額の3.3%

ダイワ好配当日本株マザーファンドの受益証券............信託財産の純資産総額の10%

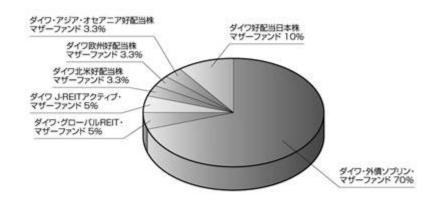
ただし、毎年6月末において、ダイワ日本国債マザーファンドのポートフォリオの最終利回りがダイワ・外債ソブリン・マザーファンドのポートフォリオの最終利回りを上回った場合は、ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド受益証券の標準組入比率を信託財産の純資産総額の35%程度とし、ダイワ日本国債マザーファンド受益証券の標準組入比率を信託財産の純資産総額の35%程度とします。また、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

- 八.保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

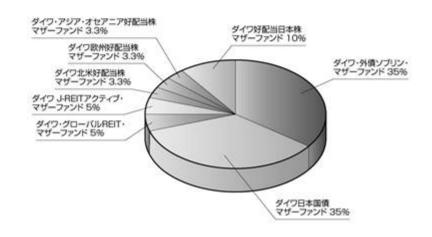
〈各マザーファンドの標準組入比率について〉

ファンドにおける各マザーファンドの受益証券の組入比率については、それぞれ下記の標準組入比率を目処に 投資を行ないます。

ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。



◆毎年6月末において、「ダイワ日本国債マザーファンド」の最終利回りが、 「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の最終利回りを上回った場合



(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- 口.約束手形
- ハ.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

- 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

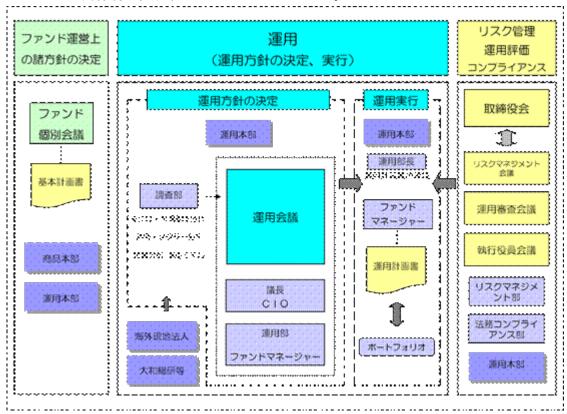
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

イ.CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.Deputy-CIO(0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる 内部管理関連部門の人員は30~40名程度です。

イ.運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

口. リスクマネジメント会議

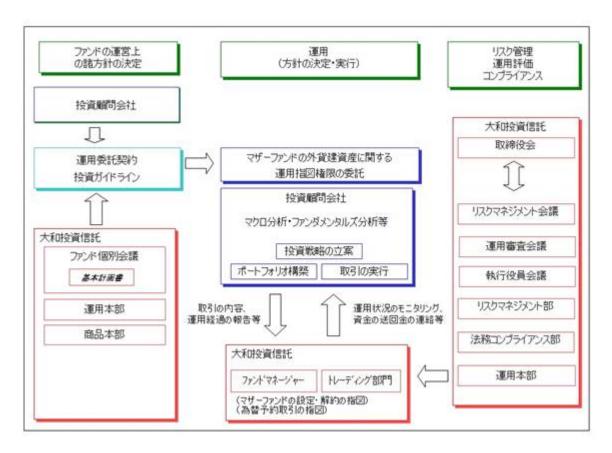
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

八.執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。 海外リート、海外(北米)株式および海外(欧州)株式にかかる運用体制について (マザーファンドにかかるものを含みます。)



イ.ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」、「ダイワ北米好配当株マザーファンド」および「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

口. 運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、 取引を実行します。

ハ.モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について 必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

二.リスク管理、運用評価、コンプライアンス (前 に同じ。) 上記の運用体制は2019年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。5月と11月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち 信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザー ファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま す。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図する ことができます。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価

証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入 指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二、借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

内外の公社債等を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして 運用を行ないます。
- ロ.海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを 基本とします。
 - a.米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通 貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額 の50%程度ずつとすることを基本とします。

北欧通貨:スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ 東欧通貨:ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

- b.ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします(ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。)。
- c.国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- d.ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ハ.為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八.約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
- 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証

券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所 および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買ま たは金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開 設するものをいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロ に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハ に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハ に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこ との指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以 下同じ。)。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨 にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 八.委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなっ

た場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうもの とします。
- へ.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2.ダイワ日本国債マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざ して運用を行ないます。
- 口.わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間毎の 投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- ハ.国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 二.運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入 総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えること があります。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. (ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)
- 2. (ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1.転換社債の転換、新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2.~16.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(3) 主な投資制限

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

- イ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)
- ロ.委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.~ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

金利先渡取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 口.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)
- 二、金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ. 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的 な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。
- 口.投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。
 - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度 などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - (b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- ハ.外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク に運用の指図にかかる権限を委託します。
- 二.不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- ホ.外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- へ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ.有価証券
- 口,約束手形
- 八. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
- 3.外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

- 4.外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 6.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

4.ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

投資熊度

- イ.わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信 託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 口.投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。
 - (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度 などを勘案し投資銘柄を選定します。
 - (b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。
- ハ.不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。 以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) に定めるものに限ります。)

八,約束手形

- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 3. 投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 4. 新投資口予約権証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、不動産投資信託証券にかかる投資法人より発行されたものに限ります。)
- 5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前2.の証券および前3.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

先物取引

委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。)および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。

5.ダイワ北米好配当株マザーファンド6.ダイワ欧州好配当株マザーファンド7.ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

<ダイワ北米好配当株マザーファンド>

主要投資対象

北米の金融商品取引所上場または店頭登録の株式およびハイブリッド優先証券(上場予定および店 頭登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主として、北米の金融商品取引所上場または店頭登録の株式およびハイブリッド優先証券を主要 投資対象として、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長 をめざします。
- ロ.銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性を勘案し、予想配当利回りおよび 各種バリュエーション指標や株価水準等を考慮します。
- 八.外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 二.株式およびハイブリッド優先証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度 以上とすることを基本とします。
- ホ.保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、 保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうこ とができるものとします。
- へ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<ダイワ欧州好配当株マザーファンド>

主要投資対象

欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ. 主として、欧州の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象として、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長をめざします。
- 口.(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)

- 八.外貨建資産の運用にあたっては、アムンディ・アイルランド・リミテッドに運用の指図にかかる 権限を委託します。
- 二.株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。
- ホ. (ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)
- へ.(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)
- <ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド>

主要投資対象

アジア・オセアニアの金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- イ.主として、アジア・オセアニアの金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象として、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得による信託財産の中長期的な成長をめざします。
- 口.(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)
- ハ. (ダイワ欧州好配当株マザーファンドの二.と同規定)
- 二.(ダイワ北米好配当株マザーファンドのホ.と同規定)
- ホ. (ダイワ北米好配当株マザーファンドのへ.と同規定)

(2) 投資対象

<ダイワ北米好配当株マザーファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
- 八. 約束手形
- 二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下 同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国の者の発行する証券または証書で、前1.または前5.の証券または証書の性質を有するハイブ リッド優先証券
- 13. 前12.以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するもの、および前13.ならびに前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券、前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの、および前13.ならびに前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前14.の証券および前15.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

<ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド>

(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1.~11.(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)

(3) 主な投資制限

<各ファンド共通>

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の 組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入 外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を 限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならび

- に前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし ます。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨 にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 八.委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 二. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 口. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 八.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- (4) 運用指図権限の委託
- <ダイワ北米好配当株マザーファンド>

(ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定)

(ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定)

<ダイワ欧州好配当株マザーファンド>

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

アムンディ・アイルランド・リミテッド

1 ジョージズ・キー・プラザ、ジョージズ・キー、ダブリン2、アイルランド

(ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定)

< ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド >

該当事項はありません。

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 投資態度

- イ.主としてわが国の金融商品取引所上場株式に投資して、高水準の配当収入の確保と、値上がり益 の獲得をめざします。
- ロ.株式への投資にあたっては、予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、成長性、企業のファンダメンタルズ、株価の割安性等に着目し、投資銘柄を選定します。
- ハ.株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。
- 二.J-REIT(不動産投資信託証券)に投資することがあります。J-REITへの投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。当該J-REITは、外貨建資産を保有する場合があります。
- ホ.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3) 、 および に定めるものに限ります。)
 - 八. 約束手形
- 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.~10.(ダイワ北米好配当株マザーファンドと同規定)
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および 新株予約権証券
- 12.~20.(ダイワ欧州好配当株マザーファンドと同規定)

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

先物取引等

- イ.委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし ます。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 八. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

〈基準価額の主な変動要因〉

	株式市況	株価	基準価額
株価変動リスク	改善	~	上昇要因
	悪化	*	下落要因
AMERICA	金利	公社債価格	基準価額
公社債の 価格変動リスク	低 下	~	上昇要因
脚市交割リハノ	上昇	1	下落要因
N. F. (20)	リート市況	リート価格	基準価額
リートの 価格変動リスク	改善	~	上昇要因
画相交動リハノ	悪化	*	下落要因
外貨建資産の 為替リスク	為替相場	円換算価値	基準価額
	円安	~	上昇要因

- ○当ファンドの各資産の組入比率は標準組入比率を目処 に決定されます。配分が大きい資産が下落する場合、 他の資産が上昇しても、当ファンドの基準価額は下落 する場合があります。
- 上図はイメージ図であり、必ずしも上図どおりにならない場合もあります。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

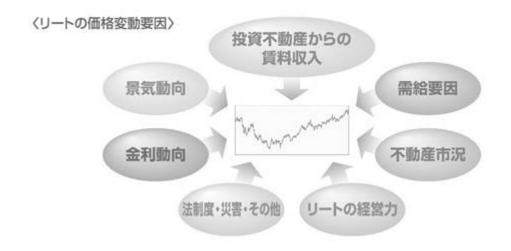
〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート (不動産投資信託)への投資に伴うリスク



- イ.リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通し や市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
 - ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値 が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- 口・リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
 - ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
 - ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
 - ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
 - ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性が あります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ.リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を 与えることが想定されます。
 - ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や 配当が影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- 二.組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ.為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの蓮用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替 ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

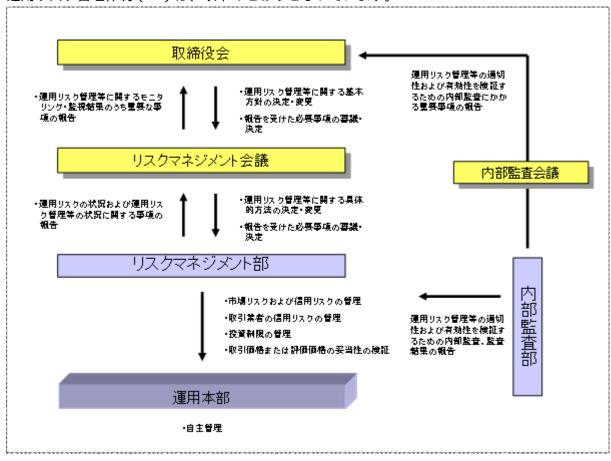
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、 ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、 受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご 換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の 申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制 () は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興団株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ペース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)

新興国情: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ボートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガパメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ グローバル ダイパーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なして本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%(税抜2.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4025%(税抜1.275%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

	委託会社	販売会社 (各販売会社の 取扱純資産総額 に応じて)	受託会社
100億円以下の部分		年率0.65% (税抜)	
100億円超		年率0.70%	
200億円以下の部分	年変1 27504 (粉集) から 16	(税抜)	
200億円超	年率1.275%(税抜)から販 売会社、受託会社分を除いた	年率0.75%	年率0.05%
500億円以下の部分	朝	(税抜)	(税抜)
500億円超	다	年率0.80%	
1,000億円以下の部分		(税抜)	
1,000億円超の部分		年率0.85% (税抜)	

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」、「ダイワ北米好配当株マザーファンド」、「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとします。

イ.ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

同マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円超 1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

ロ.ダイワ北米好配当株マザーファンド、ダイワ欧州好配当株マザーファンド

各マザーファンドの日々の純資産総額にそれぞれ年率0.5%を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告 書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社: 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。)、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

()「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、 販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該 元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本 と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通 分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合 には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻 金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2019年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2019年11月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		2,249,798,841	99.18
	内 日本	2,249,798,841	99.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		18,560,045	0.82
純資産総額		2,268,358,886	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2019年11月29日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

	T			T	1		
				株数、口数 また	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	ta st.	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)
	ダイワ・外債ソブリン・マザー		親投資		1.7229	4 7045	
1	ライソ・クトi負ソフリフ・マリー ファンド	日本	信託受	911,375,375			69.57
			益証券		1,570,208,640	1,578,046,461	
	ダイワ好配当日本株マザー		親投資		2.8103	2.8023	
2	ライン対応ヨロ本体マリー ファンド	日本	信託受	80,167,863	2.6103		9.90
			益証券		220,290,746	224,004,402	
	ダイワ・グローバルREIT・マ		親投資		2.7134	2.7659	
3	3 ザーファンド	日本 信託受	信託受	受 40,722,766	110,497,153		4.97
	יו על ע		益証券		110,497,103	112,030,096	_
	ダイワ」- REITアクティブ・マ		親投資		3.2876	3.3661	
4	ザーファンド	日本	信託受	33,022,502		111,157,043	4.90
	9 7771		益証券		100,304,777	111,107,043	
	ダイワ・アジア・オセアニア好配		親投資		2.0369	2.0000	
5	当株マザーファンド	日本	信託受	37,287,828	75,953,557	74,575,656	3.29
	==1/1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		益証券		10,900,001	14,515,050	
	ダイワ北米好配当株マザー		親投資		2.9458	2.9926	
6	タイクル木灯配当休マグー ファンド	日本	信託受	24,907,747	73,373,245		3.29
			益証券		13,313,245	14,000,923	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.18%
合計	99.18%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

総額 1口当たりの (対) 純資産額 (分配落)(円 95,626 0.7062	純資産額
(分配落)(円	(分配付)(円)
0.7062	0.7087
95,626 0.7062	0.7087
70 540 0 0000	0.0040
0.6923	0.6948
77.204 0.7040	0.7044
0.7019	0.7044
0 6624	0.6656
11,971 0.0031	0.6656
04 952 0 6011	0.6936
0.0911	0.0930
72 005 0 7000	0.7025
2,900 0.7000	0.7025
22 612 0 0179	0.9203
23,013 0.9176	0.9203
- 3	3,519 0.6923 7,364 0.7019 1,971 0.6631 1,852 0.6911 2,905 0.7000 3,613 0.9178

	•			有価証券届
第13特定期間末 (2013年11月8日)	6,323,909,498	6,342,033,496	0.8723	0.8748
第14特定期間末				
(2014年5月8日)	5,716,045,140	5,731,474,692	0.9262	0.9287
第15特定期間末	5,412,013,512	5,436,066,692	1.0125	1.0170
(2014年11月10日)	3,412,013,312	3,430,000,032	1.0123	1.0170
第16特定期間末	4,645,698,964	4,665,887,169	1.0355	1.0400
(2015年5月8日)				
第17特定期間末	4,083,772,554	4,102,287,781	0.9925	0.9970
(2015年11月9日)				
第18特定期間末	3,536,950,209	3,554,557,201	0.9040	0.9085
(2016年5月9日) 第19特定期間末				
(2016年11月8日)	3,158,926,906	3,175,478,409	0.8588	0.8633
第20特定期間末				
(2017年5月8日)	3,188,896,789	3,204,615,832	0.9129	0.9174
第21特定期間末				
(2017年11月8日)	3,086,353,661	3,100,873,144	0.9565	0.9610
第22特定期間末	2.750.664.920	2.764.220.200	0.9056	0.9101
(2018年5月8日)	2,750,661,830	2,764,329,390	0.9056	0.9101
第23特定期間末	2,568,327,844	2,581,250,207	0.8944	0.8989
(2018年11月8日)	2,000,027,044	2,001,200,201	0.0044	0.0303
2018年11月末日	2,553,155,396	-	0.8945	-
12月末日	2,402,596,757	-	0.8637	-
2019年1月末日	2,404,943,211	-	0.8738	-
2月末日	2,432,673,595	-	0.8888	-
3月末日	2,425,218,837	-	0.8935	-
4月末日	2,407,163,994	-	0.8931	-
第24特定期間末	2,364,512,853	2,376,629,850	0.8781	0.8826
(2019年5月8日)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
5月末日	2,324,807,176	-	0.8693	-
6月末日	2,345,758,482	-	0.8851	-
7月末日	2,304,886,796	-	0.8821	-
8月末日	2,271,570,855	-	0.8719	-
9月末日	2,272,259,233	-	0.8812	-
10月末日	2,292,769,896	-	0.9032	-
第25特定期間末	2,269,113,027	2,280,511,298	0.8958	0.9003
(2019年11月8日)		, 22,21,,200		
11月末日	2,268,358,886	-	0.8999	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第6特定期間	0.0075
第7特定期間	0.0075
第8特定期間	0.0075
第9特定期間	0.0075
第10特定期間	0.0075
第11特定期間	0.0075
第12特定期間	0.0075
第13特定期間	0.0075
第14特定期間	0.0075
第15特定期間	0.0135
第16特定期間	0.0135
第17特定期間	0.0135
第18特定期間	0.0135
第19特定期間	0.0135
第20特定期間	0.0135
第21特定期間	0.0135
第22特定期間	0.0135
第23特定期間	0.0135
第24特定期間	0.0135
第25特定期間	0.0135

【収益率の推移】

	収益率(%)
第6特定期間	1.4
第7特定期間	0.9
第8特定期間	2.5
第9特定期間	4.5
第10特定期間	5.4
第11特定期間	2.4
第12特定期間	32.2
第13特定期間	4.1
第14特定期間	7.0
第15特定期間	10.8
第16特定期間	3.6
第17特定期間	2.8

第18特定期間	7.6
第19特定期間	3.5
第20特定期間	7.9
第21特定期間	6.3
第22特定期間	3.9
第23特定期間	0.3
第24特定期間	0.3
第25特定期間	3.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第6特定期間	92,887,476	890,218,215
第7特定期間	69,558,609	1,058,128,974
第8特定期間	53,398,256	1,625,534,474
第9特定期間	56,258,535	1,727,513,794
第10特定期間	39,112,672	1,513,397,602
第11特定期間	38,051,911	1,190,035,382
第12特定期間	40,474,871	1,305,777,564
第13特定期間	36,473,196	1,168,873,230
第14特定期間	28,614,946	1,106,393,289
第15特定期間	68,251,750	894,921,721
第16特定期間	37,102,265	895,985,499
第17特定期間	40,042,104	411,815,026
第18特定期間	21,729,050	223,559,115
第19特定期間	17,803,625	252,356,607
第20特定期間	20,579,254	205,570,442
第21特定期間	30,847,029	297,415,976
第22特定期間	39,161,512	228,477,630
第23特定期間	16,617,165	182,216,569
第24特定期間	21,371,056	200,341,184
第25特定期間	17,760,272	177,477,237

(参考)マザーファンド

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

	投資資産の種類		投資比率(%)
--	---------	--	---------

			证分用山首(内国仅具后可
国債証券		24,566,869,028	94.81
	内 ユーロ	6,201,451,572	23.93
	内 ノルウェー	490,956,084	1.89
	内 スウェーデン	329,428,564	1.27
	内 デンマーク	779,286,974	3.01
	内 イギリス	3,039,259,201	11.73
	内 ポーランド	1,863,151,856	7.19
	内 カナダ	2,231,494,409	8.61
	内 アメリカ	6,382,016,153	24.63
	内 オーストラリア	3,249,824,215	12.54
特殊債券		977,524,315	3.77
	内 カナダ	977,524,315	3.77
コール・ローン、その)他の資産(負債控除後)	368,395,690	1.42
純資産総額		25,912,789,033	100.00

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	2,383,600,000	9.20
	内 日本	2,383,600,000	9.20
為替予約取引(売建)		2,416,878,205	9.33
	内 日本	2,416,878,205	9.33

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2019年11月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	地域	種類	株数、は	口数 また 額面金額		簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券			15,000,000		111.88 2,023,741,380		7.81
2	GOVERNMENT	オーストラリア	国債証券			19,000,000		142.05 2,001,071,963		7.72

						有伽証券	届出書 (内国报	<u> 資信託</u>
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	15,000,000		99.53 1,635,692,454		6.31
	United Kingdom Gilt	イギリス	国債	9,300,000	125.45	123.54	5.000000	6.27
5	United States Treasury	アメリカ	国債	13,100,000	1,650,368,016	1,625,202,788		5.87
	Note/Bond	7 7.973	証券	10,100,000	1,558,006,087	1,521,120,522	2046/02/15	3.07
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	13,000,000	99.68 1,419,822,003	99.57 1,418,155,596		5.47
7	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	10,000,000	111.60 1,345,820,577	109.17 1,316,529,266		5.08
8	Poland Government Bond	ポーラン ド	国債証券	40,000,000	100.50 1,122,433,837	100.61 1,123,690,656		4.34
9	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	13,500,000		100.08 1,113,998,852		4.30
10	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,200,000	168.60 1,057,280,542	162.61 1,019,731,710		3.94
11	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	11,000,000	105.09 953,122,824	104.01 943,354,973	2.250000 2025/06/01	3.64
12	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	104.41 915,167,827	103.15 904,141,708	2.250000 2025/11/15	3.49
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	104.03 911,881,027	103.01 902,905,872	2.375000 2024/02/29	3.48
14	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	5,800,000	108.34 757,760,789	107.55 752,277,320	1.000000 2026/05/15	2.90
15	Poland Government Bond	ポーラン ド	国債証券	25,000,000	106.83 745,677,867	105.94 739,461,200	2.750000 2028/04/25	2.85
16	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	4,500,000	108.49 690,591,433	106.76 679,554,090	1.500000 2026/07/22	2.62
17	DANISH GOVERNMENT BOND	デン マーク	国債証券	33,000,000	115.56 615,527,629	114.00 607,213,431	1.750000 2025/11/15	2.34
18	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊 債券	7,000,000	103.36 596,582,640	102.58 592,092,413	2.250000 2025/12/15	2.28
19	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	5,700,000	128.96 544,995,058	127.63 539,395,635	4.750000 2027/04/21	2.08

						有価証券	<u> </u>	資信託
	United Kingdom Gilt	ノギリフ	国債	2 200 000	111.10	109.05	1.625000	1.90
20	Onited Kingdom Girt	イギリス	証券	3,200,000	502,901,145	493,612,972	2028/10/22	1.90
	IDICLI TOE ACLIDY		国債	2 000 000	110.58	109.96	1.100000	4 04
21	IRISH TREASURY	그ᄆ	証券	3,600,000	480,071,684	477,362,750	2029/05/15	1.84
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	6,000,000	101.96 453,594,451	101.37 450,938,756	4.500000 2020/04/15	1.74
23	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊 債券	4,500,000	104.64 388,266,531	103.88 385,431,900	2.550000 2025/03/15	1.49
24	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェー デン	国債証券	26,800,000	109.07 334,999,866	107.26 329,428,564	1.500000 2023/11/13	1.27
25	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	1,500,000	180.39 326,303,878	174.43 315,524,940	3.750000 2045/06/22	1.22
26	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	1,500,000	170.62 308,625,987	163.79 296,284,203	2.500000 2046/08/15	1.14
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	2,900,000	121.70 261,673,052	120.19 258,417,861		1.00
28	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノル ウェー	国債証券	20,000,000	108.22 258,450,852	107.33 256,323,144	3.000000 2024/03/14	0.99
29	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,000,000	178.62 252,657,990	170.30 240,889,350	4.250000 2046/12/07	0.93
30	NORWEGIAN GOVERNMENT	/ル ウェー	国債証券	15,000,000	104.24 186,693,840	103.66 185,655,060	3.750000 2021/05/25	0.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.81%
特殊債券	3.77%
合計	98.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル買/円売 2019年12 月	買建	28,000,000	2,070,394,838	2,073,680,000	8.00%
		ノルウェー・クローネ 買/円売 2019年12月	買建	26,000,000	308,318,675	309,920,000	1.20%
		カナダ・ドル売/円買 2019年12月	売建	25,561,040	2,095,075,958	2,104,470,423	8.12%
		スウェーデン・クローネ 売/円買 2019年12月	売建	27,260,714	308,318,675	312,407,782	1.21%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		91,382,398,146	96.74
	内 香港	2,970,858,870	3.15
	内 シンガポール	6,775,793,253	7.17
	内 イギリス	9,353,047,063	9.90
	内 オランダ	263,907,157	0.28
	内 ベルギー	2,723,690,865	2.88
	内 フランス	6,010,720,645	6.36
	内 ドイツ	677,725,452	0.72
	内 スペイン	1,218,506,609	1.29
	内 カナダ	3,366,789,578	3.56
	内 アメリカ	46,101,302,916	48.81
	内 オーストラリア	10,770,599,883	11.40

	内 ニュージーランド	1,149,455,855	1.22
コール・ローン、そ	その他の資産(負債控除後)	3,076,638,390	3.26
純資産総額		94,459,036,536	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019年11月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

1	. 土安站例の明細			•				
				株数、口数 また	簿価単価	評価単価	投資	
	銘柄名	地域	種類		簿価	時価	比率	
				は 額面金額	(円)	(円)	(%)	
	LIDD INC	7,114	投資証	707.054	5,283.75	5,262.16	4.05	
1	UDR INC	アメリカ	券	727,354	3,843,160,177	3,827,458,071	4.05	
		34	投資証	205 205	9,336.70	10,123.34	0.40	
2	PROLOGIS INC	アメリカ	券	325,005	3,034,475,224	3,290,137,417	3.48	
	FOLUNIA NO	- +	投資証	54.004	61,732.78	61,922.21	0.40	
3	EQUINIX INC	アメリカ	券	51,904	3,204,179,235	3,214,010,720	3.40	
	COODMAN OROUR	オースト	投資証	0.055.005	1,009.34	1,092.82	0.00	
4	GOODMAN GROUP	OODMAN GROUP 2,855,825		2,855,825	2,882,576,722	3,120,912,957	3.30	
Ę	FOREY PROPERTY TRUCK INC.	7,114	投資証	00.040	35,530.30	34,287.89	0.00	
5	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	券	90,240	3,206,254,994	3,094,139,879	3.28	
		-	投資証	0.040.005	1,244.60	1,134.00	0.45	
6	LINK REIT	香港	券	2,619,805	3,260,609,303	2,970,858,870	3.15	
7	WELL TOWER INC	アメリカ	投資証	202.490	9,524.05	9,402.43	2.04	
<i>'</i>	WELLTOWER INC	J. 2011	券	302,480	2,880,834,886	2,844,049,809	3.01	
	NI EDIEDDE	7=7	投資証	657.060	3,610.82	3,931.23	2.73	
ð	KLEPIERRE	フランス	券	657,060	2,372,536,128	2,583,056,612	2.73	
	MIRVAC GROUP	オースト	投資証	40 222 744	225.38	249.85		
9	MIRVAC GROUP	ラリア	券	10,322,741	2,326,597,174	2,579,155,420	2.73	
10	KEPPEL DC REIT	シンガ	投資証	13,246,041	142.95	162.04	2.27	
10	REPPEL DO REII	ポール	券	13,240,041	1,894,046,645	2,146,446,766		
11	DEALTY INCOME CORD	アメリカ	投資証	245,292	8,145.12	8,511.71	2 24	
11	11 REALTY INCOME CORP		券	245,292	1,997,950,396	2,087,855,939	2.21	
12	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	シンガ	投資証	7 700 077	246.11	259.91	2 40	
12	FANNWAILIFE KEAL ESTATE	ポール	券	7,702,277	1,895,887,039	2,001,920,381	2.12	
12	INGENIA COMMUNITIES	オースト	投資証	E 622 047	290.03	349.94	2.00	
13	GROUP	ラリア	券	5,633,917	1,634,125,044	1,971,537,422	2.09	

					1月111111111111111111111111111111111111	<u> </u>	女真信託!		
11	SEGRO PLC	イギリス	投資証	1,497,335	1,080.96	1,263.43	2.00		
14	BEGRO PLC	1 キッス	券	1,497,333	1,618,560,591	1,891,780,055	2.00		
15	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証	113,401	16,884.18	16,567.66	1.99		
15	SIMON PROPERTY GROUP INC	7 7971	券	113,401	1,914,686,640	1,878,789,575			
16	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証	673,625	2,421.27	2,726.94	1.94		
16	VICI PROPERTIES INC	J. 7973	券	073,023	1,631,032,046	1,836,940,616			
17	ALLIED PROPERTIES REAL	カナダ	投資証	402.260	4,308.83	4,407.77	1 00		
17	ESTAT	717.79	券	403,368	1,738,046,963	1,777,956,193	1.88		
18	MAPLETREE INDUSTRIAL	シンガ	投資証	0 400 705	188.83	204.56	1 00		
18	TRUST	ポール	券	8,422,735	1,591,047,586	1,722,963,094	1.82		
40	NATIONAL OTODACE DEIT	オースト	投資証	44 005 500	132.71	142.34	4.70		
19	NATIONAL STORAGE REIT	ラリア	券	11,895,590	1,578,670,886	1,693,322,962	1.79		
20	LAND SECURITIES COOLID DLC	ノギリフ	投資証	4 204 002	1,338.82	1,363.86			
20	LAND SECURITIES GROUP PLC	1 キッス	券	1,224,002	1,638,851,384	1,669,368,469	1.77		
24	DICITAL DEALTY TRUCT INC	7,114	投資証	120 446	13,822.52	13,278.67	1.60		
21	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	券	120,446	1,664,877,395	1,599,362,928	1.69		
00	INIVITATION LIGATO INC	7,114	投資証	400 000	3,088.49	3,325.14	4.00		
22	INVITATION HOMES INC	アメリカ	券	480,383	1,483,661,166	1,597,343,611	1.69		
00	BOARDWALK REAL ESTATE	1 1 H	投資証	007.407	3,615.43	3,998.00	4.00		
23	INVEST	カナダ	券	397,407	1,436,798,184	1,588,833,385	1.68		
0.4	DUIZE DEALTY CODD	7,114	投資証	440.040	3,645.28	3,865.27	4.00		
24	DUKE REALTY CORP	アメリカ	券	410,043	1,494,762,565	1,584,929,695	1.68		
05	LONDONMETRIC PROPERTY	/ - - - 1 - 1 - 1	投資証	4 075 444	298.74	333.53	4 54		
25	PLC	イギリス	券	4,275,114	1,277,328,420	1,425,917,676	1.51		
00	CHARTER HALL CROUP	オースト	投資証	4 744 040	822.28	807.38	4 40		
26	CHARTER HALL GROUP	ラリア	券	1,741,018	1,431,682,464	1,405,671,122	1.49		
07	EVERA ORA OF STORA OF INC	3 .7014	投資証	447.050	12,593.81	11,636.36	4 45		
27	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	券	117,956	1,485,518,792	1,372,579,377	1.45		
00	VEDELT INC	3 .7014	投資証	4 074 000	1,061.19	1,071.49			
28	VEREIT INC	アメリカ	券	1,271,068	1,348,917,250	1,361,945,295	1.44		
00	APARTMENT INVT & MGMT	7 ,111+	投資証	004 000	5,650.00	5,887.75	4 40		
29	CO -A	アメリカ	券	224,920	1,270,800,069	1,324,273,720	1.40		
	OFOINA CA		投資証	27 - 1-1	16,858.48	18,836.15	4.6=		
30	GECINA SA	フランス	券	67,918	1,144,994,380	1,279,314,179	1.35		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.74%
合計	96.74%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

ダイワ」 - REITアクティブ・マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

投資資產	産の種類	時価(円)	投資比率(%)	
投資証券		117,023,650,150 97.		
	内 日本	117,023,650,150	97.27	
コール・ローン、その他の資	資産(負債控除後)	3,280,336,225	2.73	
純資産総額		120,303,986,375	100.00	

その他の資産の投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数	女先物取引(買建)	2,290,524,000	1.90
内 日本		2,290,524,000	1.90

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (2) 投資資産 (2019年11月29日現在) 投資有価証券の主要銘柄
- イ.主要銘柄の明細

	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	1	1	1	1月111111111111111111111111111111111111	·	又具后式
				株数、口数 また	簿価単価	評価単価	投資
	銘柄名	地域	種類	は	簿価	時価	比率
				額面金額	(円)	(円)	(%)
	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証	10,862	715,000.00	745,000.00	6.73
Ľ	J P N J O J D T X J T	山华	券	10,002	7,766,330,000	8,092,190,000	
2	十和ハウフリート仏姿注(日本	投資証	24,654	300,500.00	299,400.00	6.14
Ľ	大和ハウスリート投資法人 	口华	券	24,034	7,408,527,000	7,381,407,600	0.14
3	野村不動産マスターF	日本	投資証	35,578	195,100.00	199,800.00	5.91
L	到作り小野)住マスケート	口华	券	30,076	6,941,267,800	7,108,484,400	
	ロオビルファンド	□ ★	投資証	9 200	798,000.00	822,000.00	5.68
4	日本ビルファンド 	日本	券	8,309	6,630,582,000	6,829,998,000	
Ę	ホレル デ ル	n+	投資証	20 500	172,600.00	177,400.00	4.54
5	森ヒルズリート 	日本	券	30,568	5,276,036,800	5,422,763,200	4.51
	C D D W		投資証	00.045	135,100.96	145,600.00	4.40
6	G L P投資法人	日本	券	36,315	4,906,191,547	5,287,464,000	4.40
			投資証	00.054	243,100.00	249,300.00	4.00
7	日本リテールファンド 	日本	券	20,354	4,948,057,400	5,074,252,200	4.22
			投資証		820,000.00	829,000.00	
8	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	券	5,614	4,603,480,000	4,654,006,000	3.87
	ジャパン・ホテル・リート投資法		投資証		86,959.40	89,700.00	
9	λ	日本	券	45,473	3,954,305,062	4,078,928,100	3.39
			投資証		235,900.00	240,700.00	
10	オリックス不動産投資	日本	券	16,020	3,779,118,000	3,856,014,000	3.21
Ī.,			投資証	07.447	95,300.00	96,800.00	
11	積水ハウス・リート投資	日本	券	37,147	3,540,109,100	3,595,829,600	2.99
			投資証		63,700.00	65,100.00	
12	インヴィンシブル投資法人 	日本	券	45,715	2,912,045,500	2,976,046,500	2.47
	/s s= ·		投資証		20,420.00	21,270.00	_
13	インベスコ·オフィス·Jリート	日本	券	132,475	2,705,139,500	2,817,743,250	2.34
	ケネディクス・レジデンシャル・ネ		投資証		210,200.00	212,700.00	
14	クスト投資法人	日本	券	13,067	2,746,683,400	2,779,350,900	2.31
			投資証		348,000.00	353,500.00	_
15	アドバンス・レジデンス 	日本	券	7,724	2,687,952,000	2,730,434,000	2.27
	±1==160 5 ·· ·		投資証		190,725.40	196,700.00	_
16	森トラスト総合リート 	日本	券	13,572	2,588,525,164	2,669,612,400	2.22
T	A CUID CONTRACTOR OF THE CONTR	n.t.	投資証		115,206.00	118,300.00	
17	MCUBS MidCity投資法人	日本	券	20,862	2,403,427,573	2,467,974,600	2.05
		- ·	投資証	_	573,000.00	577,000.00	
18	星野リゾート・リート	日本	券	3,895	2,231,835,000	2,247,415,000	1.87
Ь	ļ	<u> </u>	.				

						<u> </u>	X S ID III
10	 コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証	6,328	346,500.00	350,000.00	1.84
19	コンフォッア・レジテンシャル		券	0,320	2,192,652,000	2,214,800,000	
	海南山 140次注 1		投資証	44.044	181,500.00	186,300.00	4 74
20	福岡リート投資法人	日本	券	11,244	2,040,786,000	2,094,757,200	1.74
	口卡任代片字机次计!	□ ★	投資証	40.504	98,500.00	108,700.00	4.00
21	日本賃貸住宅投資法人	日本	券	18,581	1,830,228,500	2,019,754,700	1.68
	上红叶光子,只把次汗!	n+	投資証	0.450	838,000.00	822,000.00	4.07
22	大和証券オフィス投資法人	日本	券	2,450	2,053,100,000	2,013,900,000	1.67
		□ ★	投資証	4.075	441,000.00	485,500.00	4.04
23	三井不ロジパーク 	日本	券	4,075	1,797,075,000	1,978,412,500	1.64
	日本ロジスティクスファンド投資	n+	投資証	7 000	275,081.55	280,200.00	4.04
24	法人	日本	7,060	1,942,075,759	1,978,212,000	1.64	
75	A D T+几次(十)	□ ★	投資証	2 404	562,000.00	565,000.00	4.00
25	A PI投資法人	日本	券	3,481	1,956,322,000	1,966,765,000	1.63
	コナノニッド マーバン・仏次注 1	□ ★	投資証	0 622	214,000.00	213,000.00	1.50
26	ユナイテッド・アーバン投資法人 	口 本 	券	8,632	1,847,248,000	1,838,616,000	1.53
07	ケンデ / クラ 辛米リー し	□ ★	投資証	6,488	276,837.50	281,200.00	1.50
21	ケネディクス商業リート	日本	券	0,488	1,796,121,724	1,824,425,600	1.52
		□ ★	投資証	14 204	108,800.00	115,800.00	1.20
28	いちごオフィスリート投資法人	日本	券	14,394	1,566,067,200	1,666,825,200	1.39
	ニサーリロンディートが次	□ ★	投資証	0.204	160,800.00	167,200.00	1 21
29	ラサールロジポート投資 	日本	券	9,394	1,510,555,200	1,570,676,800	1.31
20	日本プロロジスリート		投資証	5,234	293,600.00	293,700.00	1.28
30	ロ本ノロロンスリート	日本	券	5,234	1,536,702,400	1,537,225,800	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.27%
合計	97.27%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資比率
不動産投信指数先物取引	日本	東証REIT指数先物 2019 年12月	買建	1,032	2,232,216,000	2,290,524,000	1.90%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

ダイワ北米好配当株マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

投資資	産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式		2,149,075,226	77.49
	内 カナダ	65,953,802	2.38
	内 アメリカ	2,083,121,424	75.11
ハイブリッド優先証券		506,147,961	18.25
	内 アメリカ	506,147,961	18.25
投資証券		30,690,847	1.11
	内 アメリカ	30,690,847	1.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		87,573,862	3.16
純資産総額		2,773,487,896	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019年11月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、	口数また		簿価単価 簿価	評価単価時価	投資比率
					6	額面金額		(円)	(円)	(%)
	ADDI E INC	7,114	++-+ `	情報技		2.0	70	25,841.91	29,344.55	
1	APPLE INC	アメリカ	イオエい	術		2,9	79	76,983,071	87,417,416	3.15
	MICROSOFT CORR	マッリカ	1/1 - 1`	情報技			00	15,289.09	16,688.17	
	MICROSOFT CORP	アメリカ	イオエい	術		4,4	09	67,409,633	73,578,182	2.65

							由山青(内国社	艾貝恰式
3	WALT DISNEY CO/THE	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	4,305	14,209.93 61,173,757		2.58
4	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	470	133,418.88 62,706,874	·	2.44
5	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	情報技術	3,209	19,431.56 62,355,881		2.34
6	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービ ス	319	190,777.59 60,858,085		2.29
7	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	4,255	13,683.49 58,223,543		2.22
8	ANTHEM INC	アメリカ	株式	ヘルス ケア	1,902	25,726.87 48,932,524		2.17
9	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	2,187	25,078.28 54,846,207		2.01
10	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	1,555	31,767.46 49,398,571	·	1.96
11	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	株式	生活必需品	5,814		9,036.50 52,538,262	1.89
12	TYSON FOODS INC-CL A	アメリカ	株式	生活必需品	5,306	9,179.59 48,707,169		1.89
13	DOLLAR TREE INC	アメリカ	株式	一般消 費財・ サービ ス	4,980	12,601.59 62,755,924		1.83
14	SUNCOR ENERGY INC	カナダ	株式	エネル ギー	14,573	3,255.86 47,448,016		1.82
15	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルス ケア	3,160	14,321.68 45,256,519		1.72
16	VERIZON COMMUNICATIONS	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	7,151	6,529.77 46,694,428		1.70
17	CVS HEALTH CORP	アメリカ	株式	ヘルス ケア	5,595	6,901.18 38,612,127		1.66
			-	-				

		_		_		<u> </u>	3出書 (内国投	<u> </u>
18	AT&T INC	アメリカ	株式	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	10,864	4,149.47 45,080,865	4,126.02	1.62
19	NORTHROP GRUMMAN CORP	アメリカ	株式	資本財・ サービ ス	1,158	40,144.97 46,487,881	38,661.53 44,770,055	1.61
20	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	11,401	3,311.01 37,749,274		1.51
21	INTEL CORP	アメリカ	株式	情報技 術	6,486	5,657.67 36,695,702	6,410.35 41,577,566	1.50
22	MEDTRONIC PLC	アメリカ	株式	ヘルス ケア	3,337	11,785.36 39,327,777	12,322.21 41,119,225	1.48
23	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	アメリカ	株式	ヘルス ケア	2,144	18,126.70 38,863,649		1.47
24	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	アメリカ	株式	金融	3,970	10,243.86 40,668,124		1.47
25	CATERPILLAR INC	アメリカ	株式	資本財・ サービ ス	2,485	16,054.92 39,896,747		1.43
26	TE CONNECTIVITY LTD	アメリカ	株式	情報技 術	3,851	10,008.85 38,544,129		1.42
27	WILLIS TOWERS WATSON PLC	アメリカ	株式	金融	1,789	20,557.83 36,777,973	21,512.10 38,485,158	1.39
28	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	情報技 術	7,709	5,068.46 39,072,969		1.38
29	MORGAN STANLEY	アメリカ	株式	金融	6,704	4,628.91 31,032,213	5,453.89 36,562,924	1.32
30	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	アメリカ	株式	資本財・ サービ ス	2,713	12,694.71 34,440,768	13,132.95 35,629,713	1.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	77.49%
ハイブリッド優先証券	18.25%
投資証券	1.11%
合計	96.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.73%
素材	1.79%
資本財・サービス	6.34%
一般消費財・サービス	5.76%
生活必需品	6.70%
ヘルスケア	12.76%
金融	11.14%
情報技術	16.61%
コミュニケーション・サービス	8.99%
公益事業	2.66%
合計	77.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

ダイワ欧州好配当株マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

	投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式		1,248,435,293	95.17
	内 イギリス	250,304,357	19.08
	内 オランダ	158,240,343	12.06
	内 フランス	223,660,005	17.05
	内 ドイツ	232,340,669	17.71
	内スイス	250,331,679	19.08
	内 スペイン	27,469,172	2.09
	内 イタリア	98,304,764	7.49
	内 フィンランド	7,784,304	0.59
コール・ロー	ン、その他の資産(負債控除後)	63,425,621	4.83

純資産総額 1,311,860,914 100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019年11月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

	・工女站例の神							
	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需品	5,858	11,632.66 68,144,127	11,439.62 67,013,317	5.11
2	KONINKLIJKE DSM NV	オランダ	株式	素材	3,798	13,144.31 49,922,089		4.08
3	SCHNEIDER ELECTRIC SE	フランス	株式	資本財・ サービ ス	4,676	9,685.78 45,290,748		3.80
4	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス	株式	金融	1,034	42,325.51 43,764,579		3.40
5	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルス ケア	1,313	31,609.77 41,503,636		3.39
6	GIVAUDAN-REG	スイス	株式	素材	138	309,626.64 42,728,476		3.39
7	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	ヘルス ケア	4,389	9,428.09 41,379,899		3.39
8	KONINKLIJKE PHILIPS NV	オラン ダ	株式	ヘルス ケア	8,394	4,744.61 39,826,286		3.25
9	ENEL SPA	イタリア	株式	公益事業	48,153	817.47 39,364,095	828.57 39,898,318	3.04
10	SANOFI	フラン ス	株式	ヘルス ケア	3,893	9,817.23 38,218,484	·	3.02
11	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	ヘルス ケア	15,900	2,382.30 37,878,584		3.02
12	SIEMENS AG-REG	ドイツ	株式	資本財・ サービ ス	2,800	11,960.11 33,488,325	14,150.03 39,620,086	3.02
13	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ドイツ	株式	金融	1,239	28,965.71 35,888,525	31,401.63 38,906,627	2.97

						日叫叫力用		<u> </u>
14	DEUTSCHE TELEKOM AG- REG	ドイツ	株式	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	21,145	1,868.66 39,512,872		2.96
15	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	株式	エネル ギー	11,761	3,238.49 38,087,971	·	2.84
16	TOTAL SA	フラン ス	株式	エネルギー	6,299	5,527.84 34,819,899		2.78
17	HSBC HOLDINGS PLC	イギリス	株式	金融	43,404	859.02 37,285,158		2.72
18	BASF SE	ドイツ	株式	素材	3,676	7,788.90 28,632,026		2.32
19	ENI SPA	イタリア	株式	エネルギー	18,265	1,657.38 30,272,209		2.32
20	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	株式	金融	1,145	25,408.31 29,092,518	·	2.30
21	KONINKLIJKE KPN NV	オランダ	株式	コミュニ ケーショ ン・サー ビス	87,929	353.32 31,067,839		2.28
22	PRUDENTIAL PLC	イギリス	株式	金融	14,844	1,813.81 26,925,163		2.24
23	MICHELIN (CGDE)	フランス	株式	一般消 費財・ サービ ス	2,155	12,414.74 26,753,766	13,367.40 28,806,750	2.20
24	INTESA SANPAOLO	イタリア	株式	金融	100,555	262.88 26,434,522		2.14
25	DEUTSCHE POST AG-REG	ドイツ	株式	資本財・ サービ ス	6,823	3,588.75 24,486,099		2.11
26	ENAGAS SA	スペイン	株式	公益事業	10,115	2,497.41 25,261,392		2.09
27	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	ドイツ	株式	一般消 費財・ サービ ス	2,996	7,827.49 23,451,181		2.03
28	CAPGEMINI SE	フラン ス	株式	情報技 術	1,883	13,059.89 24,591,786		1.88
		-		-	-			

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

29	BNP PARIBAS	フラン ス	株式	金融	3,990	6,154.91 24,558,105	1.87
30	AVIVA PLC	イギリス	株式	金融	40,669	568.62 23,125,573	1.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.17%
合計	95.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	7.94%
素材	9.79%
資本財・サービス	10.43%
一般消費財・サービス	6.03%
生活必需品	8.20%
ヘルスケア	16.48%
金融	20.82%
情報技術	2.48%
コミュニケーション・サービス	6.84%
公益事業	6.17%
合計	95.17%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

投		時価(円)	投資比率(%)
株式		728,108,589	95.84
	内 韓国	155,750,250	20.50
	内 中国	110,299,280	14.52
	内 台湾	178,056,641	23.44
	内 香港	59,051,020	7.77
	内 シンガポール	36,945,481	4.86
	内 オーストラリア	188,005,917	24.75
投資証券		7,646,800	1.01
	内 オーストラリア	7,646,800	1.01
コール・ローン、その	コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3.15
純資産総額		759,709,542	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019年11月29日現在)

投資有価証券の主要銘柄

	1									- I	
					株数、	口数	± <i>t</i> -		簿価単価	評価単価	投資
	銘 柄名	地域	種類	業種	は		また		簿価	時価	比率
					ó	Ż	額面金額		(円)	(円)	(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	台湾	株式	情報技				64,000	1,041.10	1,111.10	9.36
Ľ	MANUFAC	口/5	17/17/	術				04,000	66,630,400	71,110,720	9.50
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO	韓国	株式	情報技				14,050	4,655.00	4,776.03	8.83
Ľ	LTD	推出	17/11/	術				14,030	65,402,750	67,103,222	8.83
3	ICSL LTD	オース	株式	ヘルス				2,000	18,254.52	20,980.87	5.52
L	002 210	トラリア	17/11/	ケア				2,000	36,509,126	41,961,757	3.32
	BHP GROUP LTD	オース	株式	素材				9,200	2,708.33	2,854.39	3.46
Ľ	BH GROOF ETD	トラリア	1/1/1/	外以 糸例				3,200	24,916,675	26,260,388	J. 1 0
5	HANA FINANCIAL GROUP	韓国	株式	金融				5,600	3,258.50	3,379.53	2.49
Ľ	ITANA I INANCIAL GROOT		17/11/	조단 위표				3,000	18,247,600	18,925,368	2.43
6	WOOLWORTHS GROUP LTD	オース	株式	生活必				5,400	2,763.19	2,939.65	2.09
L	WOOLWOKTIIS GROOF LID	トラリア	が工い	需品				5,400	14,921,268	15,874,115	2.09
7	CTBC FINANCIAL HOLDING	台湾	株式	金融				200,000	75.03	78.80	2.07
Ľ	CO LT	口/弓	が工し	並照				200,000	15,006,200	15,760,100	2.07
8		ム冻	株式	金融				31,000	476.91	499.01	2.04
Ľ	CHAILEASE HOLDING CO LTD	口冯	が下工し	並既				31,000	14,784,413	15,469,310	2.04

						11111111111111111111111111111111111111	は国内)音正は	过其活式:
9	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	オーストラリア	株式	金融	2,550	5,862.24 14,948,737	6,049.82 15,427,051	2.03
10	MACQUARIE GROUP LTD	オーストラリア	株式	金融	1,500	9,730.13 14,595,200	10,235.02 15,352,541	2.02
11	UNITED OVERSEAS BANK LTD	シンガ ポール	株式	金融	7,300	2,095.34 15,296,029		2.00
12	HYUNDAI MOBIS CO LTD	韓国	株式	一般消 費財・ サービ ス	650	22,390.55 14,553,858		2.00
13	NEW WORLD DEVELOPMENT	香港	株式	不動産	103,000	145.04 14,939,120	145.88 15,025,640	1.98
14	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	シンガポール	株式	コミュニ ケー ション・ サービ ス	55,000	253.49 13,942,236	267.93 14,736,414	1.94
15	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	台湾	株式	金融	131,000	104.64 13,708,954	110.03 14,414,389	1.90
16	PRESIDENT CHAIN STORE	台湾	株式	生活必 需品	13,000	1,037.51 13,487,630	1,107.51 14,397,695	1.90
17	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラリア	株式	金融	7,300	2,102.61 15,349,056		1.87
18	CTCI CORP	台湾	株式	資本 財・ サービ ス	102,000	150.04 15,304,594	134.08 13,676,823	1.80
19	CHINA MOBILE LTD	中国	株式	コミュニ ケー ション・ サービ ス	16,000	929.60 14,873,600		1.78
20	WESFARMERS LTD	オーストラリア	株式	一般消 費財・ サービ ス	4,000	2,940.39 11,761,570	3,144.27 12,577,110	1.66
21	MEDIATEK INC	台湾	株式	情報技 術	8,000	1,330.09 10,640,760	1,549.08 12,392,680	1.63
22	BGF RETAIL CO LTD	韓国	株式	生活必需品	761	18,201.05 13,850,999	15,827.00 12,044,347	1.59

					ㅁᄪᄣᄭᄱ		CS IDIL
COCHLEAR LTD	オース	# ≠= †	ヘルス	600	15,459.67	17,328.74	1.37
COOFILLAN ETD	トラリア	17/1/	ケア	000	9,275,804	10,397,245	1.57
LONGFOR GROUP HOLDINGS	中国	±#= + *	不動产	19 500	449.40	464.10	1.13
LTD	干 国	1711	小勁性	18,300	8,313,900	8,585,850	1.13
WAC HOLDINGS LTD	ム迹	<u></u> ##=++	情報技	63 000	132.83	136.06	1.13
WFG HOLDINGS LTD	口/5	17/11/	術	63,000	8,368,290	8,571,843	1.13
			コミュニ				
	オーフ		ケー		260.23	286 18	
26 TELSTRA CORP LTD		株式	ション・	28,900			1.09
	1 2 9 7		サービ		1,320,001	0,270,014	
			ス				
KR FINANCIAL GROUP INC	静国	株式	全融	1 900	3,984.68	4,333.80	1.08
RBT IIV IIVOINE GROOF IIVO	+413	17/170	AL ITA	1,000	7,570,892	8,234,230	1.00
SHIMAO PROPERTY	中国	<u></u> ##=++	不動产	20 500	351.40	400.40	1.08
HOLDINGS LTD	下幽	17/11/	小劉庄	20,300	7,203,700	8,208,200	1.00
	中国	±±=++	수패	20,000	261.52	282.80	1.08
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	サ国 	が不工し	並 照	29,000	7,584,080	8,201,200	1.08
ANHUI CONCH CEMENT CO	фЯ	±/± → <u>+</u>	≛ ++	11 000	698.34	722.40	1.05
LTD-H	サ国 	が不工し	糸们	11,000	7,681,844	7,946,400	1.05
	WPG HOLDINGS LTD TELSTRA CORP LTD KB FINANCIAL GROUP INC SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD CHINA LIFE INSURANCE CO-H ANHUI CONCH CEMENT CO	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 中国 TELSTRA CORP LTD	COCHLEAR LTD	COCHLEAR LTD トラリア 株式 ケア LONGFOR GROUP HOLDINGS 中国 株式 「情報技術」 コミュニケー ション・サービス KB FINANCIAL GROUP INC 韓国 株式 金融 SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD 株式 金融 ANHUI CONCH CEMENT CO 中国 株式 素材	RETURN CORPLET HOLDINGS LTD 株式 ケア 株式 ケア 大力	Table	大方リア 株式 大方リア 株式 大方ア 18,500 9,275,804 10,397,245 10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.84%
投資証券	1.01%
合計	96.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	1.61%
素材	5.32%
資本財・サービス	2.75%
一般消費財・サービス	12.36%
生活必需品	6.52%
ヘルスケア	6.89%
金融	21.51%
情報技術	23.53%
コミュニケーション・サービス	6.61%

公益事業	1.80%
不動産	6.94%
合計	95.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

ダイワ好配当日本株マザーファンド

(1) 投資状況 (2019年11月29日現在)

投資状況

投	 資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)	
株式		17,214,599,720	96.50	
	内 日本	17,214,599,720	96.50	
コール・ローン、その作	他の資産(負債控除後)	623,784,773	3.50	
純資産総額		17,838,384,493	100.00	

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	186,670,000	1.05
内 日本	186,670,000	1.05

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。
- (2) 投資資産 (2019年11月29日現在) 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

			Ī	Ī	14 W - W	日岡皿万	届出書(内国技	X SI III II
					株数、口数	簿価単価	評価単価	投資
	a 銘柄名	地域	種類	業種	また	簿価	時価	比率
					は 額面金額	(円)	(円)	(%)
1	武田薬品	日本	株式	医薬品	110,000	3,786.00 416,460,000	4,455.00 490,050,000	2.75
2	日本電信電話	日本	株式	情報·通 信業	85,000	5,418.00 460,530,000	5,527.00 469,795,000	2.63
3	東京海上HD	日本	株式	保険業	69,600	5,676.00	5,952.00 414,259,200	2.32
4	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	52,200	7,385.00	7,638.00 398,703,600	2.24
5	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	664,700	543.20	578.10 384,263,070	2.15
6	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	89,300	3,721.00	3,989.00 356,217,700	2.00
7	Zホールディングス	日本	株式	情報·通 信業	886,200	333.00 295,104,600	377.00 334,097,400	1.87
8	KDDI	日本	株式	情報・通信業	95,000	2,970.00 282,150,000	3,139.00 298,205,000	1.67
9	三菱商事	日本	株式	卸売業	88,300	2,694.50 237,924,350	2,866.00 253,067,800	1.42
10	オリックス	日本	株式	その他金融業	135,000	1,660.00	1,792.50 241,987,500	1.36
11	TOKAIホールディングス	日本	株式	卸売業	222,200	1,059.00 235,309,800	1,079.00	1.34
12	大塚ホールディングス	日本	株式	医薬品	50,000	4,373.00 218,650,000	4,774.00 238,700,000	1.34
13	本田技研	日本	株式	輸送用機器	77,600	2,899.50 225,001,200	3,067.00 237,999,200	1.33
14	三井物産	日本	株式	卸売業	119,000	1,774.50 211,165,500	1,939.50 230,800,500	1.29
15	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	42,900	5,110.00 219,219,000	5,350.00 229,515,000	1.29
16	第一工業製薬	日本	株式	化学	57,000	3,185.00 181,545,000	3,730.00 212,610,000	1.19
17	M S & A D	日本	株式	保険業	55,000	3,429.00 188,595,000	3,541.00 194,755,000	1.09
18	デンソー	日本	株式	輸送用機器	39,400	4,861.00 191,523,400	4,888.00 192,587,200	1.08

						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· 庙出書 (内国报	2月16元
10	三井住友トラストHD	 日本	株式	銀行業	45,100	3,797.00	4,187.00	1.06
19	三弁住及ドノスドロレ	口华	が工い	郵1	45,100	171,244,700	188,833,700	1.00
20	ファニュ制物	 	+/± -+ `	厉	100,000	1,638.00	1,867.50	1.05
20	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	100,000	163,800,000	186,750,000	1.05
21	東京エレクトロン	日本	株式	電気機	7,800	21,805.00	22,600.00	0.99
	宋京エレグドロフ	口华	17水工(器	1,000	170,079,000	176,280,000	0.99
22	三洋貿易	日本	株式	卸売業	74,600	2,120.00	2,359.00	0.99
	二件貝勿	口华	17水工(即冗未	74,000	158,152,000	175,981,400	0.99
22	豊田自動織機	日本	株式	輸送用	26,700	6,230.00	6,430.00	0.96
23	豆口白乳織機	口华	17水工(機器	20,700	166,341,000	171,681,000	0.96
24	プレミアグループ	日本	株式	その他	71,400	1,851.00	2,388.00	0.96
24	J U = 1 7 10 - J	口华	17水工(金融業	71,400	132,161,400	170,503,200	0.96
25	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	66,800	2,395.50	2,494.50	0.93
25	口平にはこ性未	口华	17水工(艮科加	60,000	160,019,400	166,632,600	0.93
26	セイコーHD	日本	株式	精密機	55,900	2,597.77	2,819.00	0.88
20	(2) J — N D	口华	17水工(器	33,900	145,215,672	157,582,100	0.00
27	デクセリアルズ	日本	株式	化学	145,000	1,021.98	1,080.00	0.88
21) 9 E9770X	口华	が工い	110 -7-	145,000	148,188,212	156,600,000	0.00
				ガラス・		1,983.00	2,618.00	
28	ニチアス	日本	株式	土石製	59,500	117,988,500	155,771,000	0.87
				品		117,988,500	155,771,000	
20	パルグループHLDGS	日本	 株式	小売業	43,100	3,560.00	3,535.00	0.85
29	7(70770— 711EDG3		1/1/1/	グルス	45,100	153,436,000	152,358,500	0.03
30	村田製作所	日本	株式	電気機	24,000	5,794.00	6,344.00	0.85
30	Tリ山表 F <i>T</i>	¹	17/1/	器	24,000	139,056,000	152,256,000	0.00

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.50%
合計	96.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	0.45%
建設業	4.31%
食料品	1.39%
繊維製品	1.15%

/v #4	40.00%
化学	10.22%
医薬品	5.68%
石油・石炭製品	0.85%
ゴム製品	0.74%
ガラス・土石製品	1.74%
鉄鋼	0.68%
非鉄金属	2.12%
金属製品	3.02%
機械	4.78%
電気機器	8.14%
輸送用機器	7.32%
精密機器	1.20%
その他製品	1.19%
陸運業	1.88%
情報・通信業	8.81%
卸売業	11.57%
小売業	1.40%
銀行業	6.63%
証券、商品先物取引業	0.83%
保険業	4.29%
その他金融業	2.31%
不動産業	1.58%
サービス業	2.20%
合計	96.50%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX先物 2019年12月	買建	11	178,145,000	186,670,000	1.05%

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報)運用実績

●ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)

2019年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



[※]上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

							分配金合					
決算期	第 64 期											
4/1-797	18年1月	18年3月	18年5月	18年7月	18年9月	18年11月	19年1月	19年3月	19年5月	19年7月	19年9月	19年11月
分配金	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

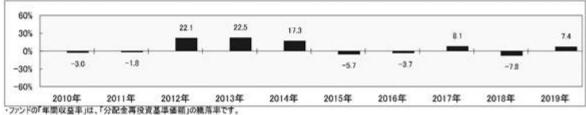
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ボートフォリオ	特性値	組入上位銘柄 国・地	域名 比率
外国债券	33	68.6%	米ドル	23.1%	直接利回り(%)	2.2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC 台湾	0.3%
国内株式·先物	164	9.7%	ם-ם	19.5%	最終利回り(%)	1.0	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	0.3%
外国株式	156	8.8%	日本円	15.8%	修正デュレーション	7.7	武田薬品 日本	0.3%
外国リート等	132	5.5%	豪ドル	15.8%	残存年数	9.2	日本電信電話 日本	0.3%
国内リート・先物	51	4.9%	英ポンド	9.4%	債券格付別構成	比率	東京海上HD 日本	0.2%
	-		ポーランド・ズロチ	5.1%	AAA	74.8%	ジャパンリアルエステイト 日本	0.3%
			カナダ・ドル	3.4%	AA	17.9%	大和ハウスリート投資法人 日本	0.3%
			ノルウェー・クローネ	2.2%	A	7.3%	野村不動産マスターF 日本	0.3%
			デンマーク・クローネ	2.1%	888	- 77	日本ビルファンド 日本	0.3%
コール・ローン、そ	の他	2.8%	その他	3.7%	88	-	森ヒルズリート 日本	0.2%
合計	536		合計	100.0%	合計	100.0%	合計	2.8%

[※]債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



^{・2019}年は11月29日までの機落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

^{※「}分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において適用管理費用(億託報酬)は控除しています。

[※]指付別構成については、R&I、JCR、Moodys、SBP、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。 ※特別構成については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。 ※先額改革式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの 休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価 します。
- ・海外の金融商品取引所上場の株式およびハイブリッド優先証券:原則として当該取引所にお ける計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・海外の店頭登録の株式およびハイブリッド優先証券:原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券:原則として当該取引所における計算日 の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券:原則として当該取引所における計算日に 知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債等:原則として、次の1.~3.に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、2. 金融商品取引業者、銀行等の 提示する価額(売気配相場を除く。)、3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月9日から3月8日まで、3月9日から5月8日まで、5月9日から7月8日まで、7月9日から9月8日まで、9月9日から11月8日まで、および11月9日から翌年1月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年6月22日から2007年7月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1.委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかか るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
- 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6.前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9.受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あ らかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

- 1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎年5月および11月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める 運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金 (解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間 (2019年5月9日から 2019年11月8日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ資産分散インカムオープン (奇数月決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2019年5月8日現在	当 期 2019年11月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,425,058	35,948,162
親投資信託受益証券	2,345,187,274	2,250,879,420
未収入金	3,000,000	-
流動資産合計	2,384,612,332	2,286,827,582
資産合計	2,384,612,332	2,286,827,582
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,116,997	11,398,271
未払解約金	2,328,122	1,012,947
未払受託者報酬	217,880	204,221
未払委託者報酬	5,338,547	5,003,681
その他未払費用	97,933	95,435
流動負債合計	20,099,479	17,714,555
負債合計	20,099,479	17,714,555
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,692,666,142	1 2,532,949,177
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 328,153,289	2 263,836,150
(分配準備積立金)	104,329,787	84,604,268
元本等合計	2,364,512,853	2,269,113,027
純資産合計	2,364,512,853	2,269,113,027
負債純資産合計	2,384,612,332	2,286,827,582

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 自 2018年11月9日 至 2019年5月8日	当 期 自 2019年5月9日 至 2019年11月8日
営業収益		
受取利息	-	25
有価証券売買等損益	8,007,744	96,692,146
営業収益合計	8,007,744	96,692,171
営業費用		
支払利息	8,271	6,439
受託者報酬	652,394	627,635
委託者報酬	1 15,984,802	1 15,377,956
その他費用	98,763	95,493
営業費用合計	16,744,230	16,107,523
営業利益又は営業損失()	8,736,486	80,584,648
経常利益又は経常損失()	8,736,486	80,584,648
当期純利益又は当期純損失()	8,736,486	80,584,648
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	449,054	709,574
期首剰余金又は期首欠損金()	303,308,426	328,153,289
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,731,001	21,457,851
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	23,731,001	21,457,851
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,542,583	2,100,912
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2,542,583	2,100,912
分配金	2 36,847,741	2 34,914,874
期末剰余金又は期末欠損金()	328,153,289	263,836,150

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期
区分	自 2019年5月9日
	至 2019年11月8日
有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券
方法	
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて
	評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	区分		前 期	当 期
			2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1.	1	期首元本額	2,871,636,270円	2,692,666,142円
		期中追加設定元本額	21,371,056円	17,760,272円
		期中一部解約元本額	200,341,184円	177,477,237円
2.		特定期間末日における受益 権の総数	2,692,666,142□	2,532,949,177□
3.	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は328,153,289円でありま す。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は263,836,150円でありま す。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
区分	自 2018年11月9日	自 2019年5月9日
	至 2019年5月8日	至 2019年11月8日
1. 1 投資信託財産(親投資信託)の	690,081円	662,879円
運用の指図に係る権限の全部ま		
たは一部を委託するために要す		
る費用		

2. 2 分配金の計算過程

1月8日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し 規定される収益調整金

(20,233,782円)及び分配準 当たり45円)を分配金額とし ております。

(自2019年1月9日 至2019年3 (自2019年7月9日 至2019年9 月8日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し 規定される収益調整金

(20,208,744円)及び分配準 当たり45円)を分配金額とし ております。

(自2018年11月9日 至2019年 (自2019年5月9日 至2019年7 月8日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(3,954,397円)、解約に伴 額(8,437,496円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を 控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款に た額(0円)、投資信託約款に 規定される収益調整金

(20,180,966円)及び分配準 備積立金(124,594,877円)よ 備積立金(101,764,767円)よ リ分配対象額は148,783,056円 リ分配対象額は130,383,229円 (1万口当たり537.44円)であ (1万口当たり495.21円)であ り、うち12,457,721円(1万口 り、うち11,848,041円(1万口 当たり45円)を分配金額とし ております。

月9日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(9.122,950円)、解約に伴園(3.489,964円)、解約に伴 う当期純利益金額分配後の有 価証券売買等損益から費用を |控除し、繰越欠損金を補填し た額(0円)、投資信託約款に た額(0円)、投資信託約款に 規定される収益調整金

(20.022.518円)及び分配準 備積立金(114,097,463円)よ 備積立金(96,718,537円)よ リ分配対象額は143,429,157円 リ分配対象額は120,231,019円 (1万口当たり525.89円)であ (1万口当たり463.67円)であ リ、うち12,273,023円(1万口 リ、うち11,668,562円(1万口 当たり45円)を分配金額とし ております。

•	日间证为旧山首(内)出汉县后司
(自2019年3月9日 至2019年5	(自2019年9月10日 至2019年
月8日)	11月8日)
計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
額(7,329,902円)、解約に伴	額(9,757,045円)、解約に伴
う当期純利益金額分配後の有	う当期純利益金額分配後の有
価証券売買等損益から費用を	価証券売買等損益から費用を
控除し、繰越欠損金を補填し	控除し、繰越欠損金を補填し
た額(0円)、投資信託約款に	た額(0円)、投資信託約款に
規定される収益調整金	規定される収益調整金
(20,380,006円)及び分配準	(19,805,656円)及び分配準
備積立金(109,116,882円)よ	備積立金(86,245,494円)よ
リ分配対象額は136,826,790円	リ分配対象額は115,808,195円
(1万口当たり508.15円)であ	(1万口当たり457.21円)であ
り、うち12,116,997円(1万口	り、うち11,398,271円(1万口
当たり45円)を分配金額とし	当たり45円)を分配金額とし
ております。	ております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		当期
	区分	自 2019年5月9日
		至 2019年11月8日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及
		び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しておりま
		す。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証
		券、デリバティブ取引に投資しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替
		変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 4. 今朝帝ロの時価等に関する東西「今朝帝ロの時価には、古場価格に甘づく価額のほか、古場価格が、」

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。

金融商品の時価等に関する事項

	区 分	当期			
	<u> </u>	2019年11月8日現在			
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額			
	計上額との差額	と時価との差額はありません。			
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。			
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期	当 期	
	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在	
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	10,981,084	67,974,095	
合計	10,981,084	67,974,095	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期	
2019年5月8日現在	2019年11月8日現在	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(関連当事者との取引に関する注記)

当期
自 2019年5月9日
至 2019年11月8日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期	当期
	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	0.8781円	0.8958円
(1万口当たり純資産額)	(8,781円)	(8,958円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	ダイワ・外債ソブリン・マザーファン ド	912,536,122	1,572,208,484	
	ダイワ・グローバルREIT・マザー ファンド	40,722,766	110,497,153	
	ダイワ好配当日本株マザーファンド	82,306,855	231,306,954	
	ダイワ北米好配当株マザーファンド	25,586,312	75,372,157	
	ダイワ欧州好配当株マザーファンド	45,019,544	75,965,978	
	ダイワ・アジア・オセアニア好配当株 マザーファンド	37,771,848	76,963,917	
	ダイワJ-REITアクティブ・マ ザーファンド	33,022,502	108,564,777	
親投資信託受益証券 合計			2,250,879,420	
合計			2,250,879,420	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券、「ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券、「ダイワ北米好配当株マザーファンド」受益証券、「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」受益証券、「ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド」受益証券及び「ダイワ好配当日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		210,638,963	98,316,391
コール・ローン		37,876,212	48,616,264
国債証券		25,792,214,691	24,681,764,914
特殊債券		961,489,505	978,545,123
派生商品評価勘定		53,098,228	3,787,909
未収入金		-	73,840,989
未収利息		177,173,270	151,267,948
前払費用		16,832,343	14,014,633
差入委託証拠金		126,911,502	125,351,212
流動資産合計		27,376,234,714	26,175,505,383
資産合計		27,376,234,714	26,175,505,383
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		70,324,710	2,592,682
未払解約金		44,785,555	110,025,819
その他未払費用		376	-
流動負債合計		115,110,641	112,618,501
負債合計		115,110,641	112,618,501
純資産の部			
元本等			
元本	1	16,173,725,595	15,127,741,716
剰余金			

期末剰余金又は期末欠損金()	11,087,398,478	10,935,145,166
元本等合計	27,261,124,073	26,062,886,882
純資産合計	27,261,124,073	26,062,886,882
負債純資産合計	27,376,234,714	26,175,505,383

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	[]	(重要な会計万針に係る事項に関する注記)			
1. 有価証券の評価基準及び評価		区分			
方法 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する 価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。 2. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 外貨建取引等の処理基準			至 2019年11月8日		
個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する 価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。 2. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準	1.	有価証券の評価基準及び評価	国債証券及び特殊債券		
時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する 価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。 2. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 外貨建取引等の処理基準		方法			
(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する 価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。			個別法に基づき、時価で評価しております。		
価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。 為替予約取引 及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されている場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額		
なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する		
時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			価額等で評価しております。		
に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が		
協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務		
おります。 2. デリバティブ取引の評価基準			に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と		
2. デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して		
及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			おります。		
及び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準					
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準	2.	デリバティブ取引の評価基準	為替予約取引		
時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準		及び評価方法			
おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			個別法に基づき、原則として時価で評価しております。		
値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に		
日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			 おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲		
3. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準			 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡		
			 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。		
基本となる重要な事項	3.	その他財務諸表作成のための	 外貨建取引等の処理基準		
		基本となる重要な事項			

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対昭表に関する注記)

	区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1. 1	期首	2018年11月9日	2019年5月9日
	期首元本額	17,427,136,794円	16,173,725,595円
	期中追加設定元本額	136,589,626円	169,669,119円
	期中一部解約元本額	1,390,000,825円	1,215,652,998円
	期末元本額の内訳		
ファ	ンド名		
	ダイワFOFs用外債ソブリン・	1,630,650,650円	1,559,533,225円
	オープン(適格機関投資家専		
	用)		
	富山応援ファンド(地域企業	591,609,143円	555,901,686円
	株・外債バランス/毎月分配		
	型)		
	ダイワ外債ソブリン・オープ	894,754,593円	844,833,881円
	ン(毎月分配型)		
	ダイワ・バランス 3 資産 (外	46,004,612円	42,678,919円
	債・海外リート・好配当日本		
	株)		
	安定重視ポートフォリオ(奇	181,073,840円	168,079,651円
	数月分配型)		
	インカム重視ポートフォリオ	319,678,653円	302,640,503円
	(奇数月分配型)		
	成長重視ポートフォリオ(奇	458,189,394円	420,965,863円
	数月分配型)		
	京都応援バランスファンド	210,439,559円	198,474,646円
	(隔月分配型)		
	6 資産バランスファンド (分	1,016,079,518円	984,216,133円
	配型)		

				有価証券届出書(内国投資信託
		6 資産バランスファンド (成	116,559,837円	114,178,422円
		長型)		
		ダイワ海外ソブリン・ファン	6,899,414,951円	6,285,791,258円
		ド(毎月分配型)		
		世界6資産均等分散ファンド	63,271,677円	60,908,371円
		(毎月分配型)		
		ダイワ外債ソブリン・ファン	260,320,488円	246,059,198円
		ド(毎月分配型)		
		兵庫応援バランスファンド	915,084,270円	937,890,300円
		(毎月分配型)		
		『しがぎん』SRI三資産バ	22,436,633円	22,203,980円
		ランス・オープン(奇数月分		
		配型)		
		ダイワ・株 / 債券 / コモディ	242,779,211円	226,210,245円
		ティ・バランスファンド		
		ダイワ資産分散インカムオー	981,836,533円	912,536,122円
		プン(奇数月決算型)		
		ダイワ海外ソブリン・ファン	13,904,440円	13,794,326円
		ド(1年決算型)		
		四国アライアンス 地域創生	897,290,580円	862,464,646円
		ファンド(年1回決算型)		
		四国アライアンス 地域創生	412,347,013円	368,380,341円
		ファンド(年2回決算型)		
	計		16,173,725,595円	15,127,741,716円
			40.450.505.505	
2.		期末日における受益権の総数	16,173,725,595□	15,127,741,716□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年5月9日	
区 刀	至 2019年11月8日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4	
	項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用	
	の基本方針」に従っております。	

2. 金融商品の内容及びリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2019年11月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引
		デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

2019年5月8日現在 2019年11月8日現在 2019年11月8日現在

種類	当期間の損益に	当期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
国債証券	77,714,040	565,416,764
特殊債券	3,186,558	12,993,140
合計	80,900,598	578,409,904

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年4月 11日から2019年5月8日まで、及び2019年10月11日から2019年11月8日まで)を指して おります。

(デリバティブ取引に関する注記) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2019年	 €5月8日 現在			2019年1	1月8日 現在	
種 類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の								
取引								
為替予約取引								
売 建	2,255,975,110	-	2,202,876,882	53,098,228	2,501,890,932	-	2,503,862,773	1,971,841
イギリス・ポンド	-	-	-	-	13,996,000	-	14,010,000	14,000
オーストラリア・	23,210,400	-	23,178,000	32,400	-	-	-	-
ドル								
カナダ・ドル	2,232,764,710	-	2,179,698,882	53,065,828	2,108,486,531	-	2,108,232,221	254,310
スウェーデン・	-	-	-	-	308,805,901	-	310,720,552	1,914,651
クローナ								
ポーランド・	-	-	-	-	70,602,500	-	70,900,000	297,500
ズロチ								
買建	2,232,764,710	-	2,162,440,000	70,324,710	2,417,292,432	-	2,420,459,500	3,167,068
オーストラリア・	2,232,764,710	-	2,162,440,000	70,324,710	2,108,486,531	-	2,108,120,000	366,531
ドル								
ノルウェー・	-	-	-	-	308,805,901	-	312,339,500	3,533,599
クローネ								
合計	4,488,739,820		4,365,316,882	17,226,482	4,919,183,364	-	4,924,322,273	1,195,227

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない 場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	1.6855円	1.7229円
(1万口当たり純資産額)	(16,855円)	(17,229円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		2.25% United States Treasury	8,000,000.000	8,198,080.000	
		Note/Bond 20251115	8,000,000.000	8,198,080.000	
		1.625% United States Treasury	15,000,000.000	14,819,400.000	
		Note/Bond 20260215	15,000,000.000	14,819,400.000	
		2.5% United States Treasury	13 100 000 000	42 252 600 000	
		Note/Bond 20460215	13,100,000.000	13,352,699.000	
		1.375% United States Treasury	12 700 000 000	12 622 450 000	
		Note/Bond 20210430	13,700,000.000	13,632,459.000	

			有価証券届出書(内国投資
	2.375% United States Treasury	8,000,000.000	8,210,560.000
	Note/Bond 20240229	0,000,000.000	3,213,3331333
アメリカ・ドル	小計		アメリカ・ドル
			58,213,198.000
			(6,367,941,730)
イギリス・ポン ド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド
	1.5% United Kingdom Gilt 20260722	4,500,000.000	4,791,825.000
	1.625% United Kingdom Gilt 20281022	3,200,000.000	3,463,456.000
	5% United Kingdom Gilt 20250307	9,300,000.000	11,499,357.000
	4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,000,000.000	1,679,700.000
	4% United Kingdom Gilt 20220307	800,000.000	865,232.000
イギリス・ポン	ドの計		イギリス・ポンド 22,299,570.000 (3,124,615,749)
オーストラリ ア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20200415	6,000,000.000	6,096,120.000
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	5,700,000.000	7,180,062.000
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	2,900,000.000	3,427,655.000
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	19,000,000.000	26,419,690.000
オーストラリア	・ドル 小計		オーストラリア・ドル 43,123,527.000 (3,248,926,524)
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	1,500,000.000	2,046,570.000
	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	11,500,000.000	11,902,385.000
	1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	13,500,000.000	13,420,755.000
カナダ・ドル !	<u></u>		カナダ・ドル

1		I	有価証券届出書(内国投 I	資信
			27,369,710.000	
			(2,271,959,626)	
スウェーデン・		 	 スウェーデン・クローナ	
クローナ				
	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND	20, 200, 200, 200	20 707 050 000	
	20231113	26,800,000.000	28,767,656.000	
スウェーデン・ク	・ フローナ 小計		スウェーデン・クローナ	
			28,767,656.000	
			(326,800,572)	
 デンマーク・ク			(020,000,012)	
		デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
ローネ				
	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND	5,500,000.000	10,472,880.000	
	20391115	, ,	, ,	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND	22 000 000 000	27 504 470 000	
	20251115	33,000,000.000	37,504,170.000	
デンマーク・クロ	<u>.</u>]ーネ 小計		デンマーク・クローネ	
			47,977,050.000	
			(775,788,898)	
			, , ,	
ローネ		ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
ローネ	O ZEW MODWEOLAM COVERNMENT			
	3.75% NORWEGIAN GOVERNMENT	15,000,000.000	15,567,000.000	
	BOND 20210525			
	2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	4,000,000.000	4,094,800.000	
	20230524	4,000,000.000	4,004,000.000	
	3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND			
	20240314	20,000,000.000	21,403,400.000	
ノルウェー・クロ	<u>」</u>]ーネ 小計		ノルウェー・クローネ	
			41,065,200.000	
			(493,193,052)	
18 - 10 -	<u> </u>		(493, 193, 052)	
ポーランド・ズ		ポーランド・ズロチ	ポーランド・ズロチ	
ロチ				
	1.75% Poland Government Bond	40,000,000.000	40,253,200.000	
	20210725	11,213,000.000	11, 211, 201, 300	
	2.75% Poland Government Bond	25 000 000 000	26 206 000 000	
	20280425	25,000,000.000	26,206,000.000	
ポーランド・ズロ			ポーランド・ズロチ	
			66,459,200.000	
			(1,885,447,504)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND			
		1,500,000.000	2,387,550.000	
	20460815			

_	_		_	有価証券届出書(内国投	資信託
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	5,200,000.000	8,292,752.000	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	1,500,000.000	2,563,815.000	
		1% IRISH TREASURY 20260515	5,800,000.000	6,214,468.000	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	3,600,000.000	3,930,804.000	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	15,000,000.000	16,834,800.000	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	10,000,000.000	10,976,500.000	
	ユーロ 小計			ユーロ	
				51,200,689.000	
				(6,187,091,259)	
国債証券	合計			24,681,764,914	
	_			[24,681,764,914]	
特殊債券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		2.55% CANADA HOUSING TRUST 20250315	4,500,000.000	4,653,180.000	
		2.25% CANADA HOUSING TRUST 20251215	7,000,000.000	7,135,100.000	
	カナダ・ドル	小計		カナダ・ドル	
				11,788,280.000	
				(978,545,123)	
特殊債券	合計			978,545,123	
				[978,545,123]	
合計				25,660,310,037	
				[25,660,310,037]	

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における[] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、 内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券	合計金額に
世 日 日			時価比率	対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	5銘柄	100%	24.8%
イギリス・ポンド	国債証券	5銘柄	100%	12.2%
オーストラリア・ドル	国債証券	4銘柄	100%	12.7%
カナダ・ドル	国債証券	3銘柄	100%	12.7%
	特殊債券	2銘柄	100%	12.7%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	100%	1.3%

デンマーク・クローネ	国債証券	2銘柄	100%	3.0%
ノルウェー・クローネ	国債証券	3銘柄	100%	1.9%
ポーランド・ズロチ	国債証券	2銘柄	100%	7.3%
ユーロ	国債証券	7銘柄	100%	24.1%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		3,243,688,864	3,620,613,678
コール・ローン		509,055,119	465,038,941
投資証券		88,696,647,897	89,501,701,628
派生商品評価勘定		50,247	199,527
未収入金		1,122,628,940	685,939,130
未収配当金		141,104,783	102,792,892
流動資産合計		93,713,175,850	94,376,285,796
資産合計		93,713,175,850	94,376,285,796
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	209,912
未払金		1,053,270,514	1,042,538,340
未払解約金		172,011,000	53,090,000
その他未払費用		4,316	2
流動負債合計		1,225,285,830	1,095,838,254
負債合計		1,225,285,830	1,095,838,254
純資産の部			
元本等			
元本	1	36,960,690,262	34,377,532,318

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	55,527,199,758	58,902,915,224
元本等合計	92,487,890,020	93,280,447,542
純資産合計	92,487,890,020	93,280,447,542
負債純資産合計	93,713,175,850	94,376,285,796

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

_ (=	2要な会計方針に係る事項に関す	
	区分	自 2019年5月9日
		至 2019年11月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価	投資証券
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最
		終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又
		は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して
		おります。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。
2.	デリバティブ取引の評価基準	為替予約取引
	及び評価方法	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に
		おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲
		値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡
		日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
	四分九が弗田の制 上甘油	立即訂定人
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定して
		日基準で計上しております。
		日坐十〜日上し〜のつみす。
4.	その他財務諸表作成のための	
	基本となる重要な事項	/1 x ~ 7 / 1 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2
1	エテしると主义の手法	

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(貸借対照表に関する注記) 							
区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在					
1. 1 期首	2018年11月9日	2019年5月9日					
期首元本額	42,005,652,181円	36,960,690,262円					
期中追加設定元本額	67,196,364円	104,545,484円					
期中一部解約元本額	5,112,158,283円	2,687,703,428円					
期末元本額の内訳							
ファンド名							
ダイワ・グローバルREI	33,141,762,151円	30,703,639,838円					
T・オープン(毎月分配型)							
ダイワ・バランス 3 資産(外	31,389,767円	28,191,446円					
債・海外リート・好配当日本							
株)							
安定重視ポートフォリオ(奇	17,123,394円	14,836,770円					
数月分配型)							
インカム重視ポートフォリオ	14,866,593円	13,338,686円					
(奇数月分配型)							
成長重視ポートフォリオ(奇	77,387,285円	67,184,379円					
数月分配型)							
6 資産バランスファンド(分	136,525,260円	124,637,137円					
配型)							
6 資産バランスファンド(成	321,516,702円	292,424,154円					
長型)							
りそな ワールド・リート・	1,499,889,120円	1,416,101,631円					
ファンド							
世界6資産均等分散ファンド	43,501,833円	39,255,624円					
(毎月分配型)							

_				有価証券届出書(内国投資信託
		『しがぎん』SRI三資産バ	4,230,068円	3,456,239円
		ランス・オープン(奇数月分		
		配型)		
		常陽3分法ファンド	197,814,282円	176,430,284円
		ダイワ資産分散インカムオー	46,853,183円	40,722,766円
		プン(奇数月決算型)		
		DCダイワ・ワールドアセッ	236,744,712円	258,223,331円
		ト(六つの羽/安定コース)		
		DCダイワ・ワールドアセッ	311,008,263円	330,601,770円
		ト (六つの羽 / 6 分散コー		
		ス)		
		DCダイワ・ワールドアセッ	395,124,507円	436,118,416円
		ト(六つの羽/成長コース)		
		ダイワ・グローバルREIT	31,820,441円	30,116,510円
		ファンド (ダイワSMA専		
		用)		
İ		ライフハーモニー(ダイワ世	398,253,427円	351,310,110円
		界資産分散ファンド)(分配		
		型)		
İ		ダイワ外国3資産バランス・	23,900,442円	22,691,912円
		ファンド(部分為替ヘッジあ		
		り)		
		ダイワ外国3資産バランス・	30,978,832円	28,251,315円
		ファンド(為替ヘッジなし)		
	計		36,960,690,262円	34,377,532,318円
2	•	期末日における受益権の総数	36,960,690,262□	34,377,532,318□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2019年5月9日	
	至 2019年11月8日	
1. 金融商品に対する取組方針	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4	
	項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用	
	の基本方針」に従っております。	

2. 金融商品の内容及びリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ ブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ ブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替 変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投 資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 |複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、 リスクの種類毎に行っております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま す。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区分		2019年11月8日現在	
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	計上額との差額	と時価との差額はありません。	
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。	
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
種類	当期間の損益に	当期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)

投資証券	965,162,538	1,725,499,108
合計	965,162,538	1,725,499,108

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年3月 16日から2019年5月8日まで、及び2019年9月18日から2019年11月8日まで)を指してお ります。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2019年	5月8日 現在			2019年1	1月8日 現在	
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の取								
<u>링</u>								
為替予約取引								
売 建	356,674,443	-	356,665,070	9,373	633,412,120	-	633,250,537	161,583
アメリカ・ドル	356,674,443		356,665,070	9,373	541,184,802		541,036,383	148,419
イギリス・ポンド	330,074,443	-	350,005,070	9,373		-		
1 イャッス・ホント	-	-	-	-	92,227,318	-	92,214,154	13,164
 買建	81,247,443	_	81,288,317	40,874	633,412,120	_	633,240,152	171,968
	01,217,110		01,200,017	10,011	000,112,120		000,210,102	171,000
アメリカ・ドル	-	-	-	-	92,227,318	_	92,265,262	37,944
オーストラリア・	81,247,443	-	81,288,317	40,874	-	-	-	-
ドル								
ユーロ	-	-	-	-	541,184,802	-	540,974,890	209,912
合計	437,921,886	-	437,953,387	50,247	1,266,824,240	-	1,266,490,689	10,385

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない 場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	2.5023円	2.7134円
(1万口当たり純資産額)	(25,023円)	(27,134円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	325,427	8,692,155.170	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	107,314	16,737,764.580	
		BOSTON PROPERTIES INC	49,012	6,761,695.520	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	224,920	11,911,763.200	
		EQUINIX INC	48,588	25,387,230.000	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	312,114	8,495,743.080	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	127,869	2,167,379.550	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	308,500	10,930,155.000	
		CYRUSONE INC	188,705	12,467,739.350	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	183,475	5,298,758.000	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	356,213	8,317,573.550	
		INVITATION HOMES INC	480,383	14,180,906.160	
		VICI PROPERTIES INC	673,625	16,160,263.750	
		STORE CAPITAL CORP	9,478	371,348.040	
		VEREIT INC	884,918	8,282,832.480	
		SUN COMMUNITIES INC	78,433	12,135,153.760	

			有価証券届出書(内国投資	資信託
	PROLOGIS INC	325,005	28,359,936.300	
	COUSINS PROPERTIES INC	167,208	6,659,894.640	
	SITE CENTERS CORP	442,920	6,626,083.200	
	DUKE REALTY CORP	364,754	12,627,783.480	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	94,697	29,813,456.510	
	WELLTOWER INC	302,480	25,181,460.000	
	KILROY REALTY CORP	135,123	11,159,808.570	
	MACERICH CO/THE	247,713	7,059,820.500	
	REALTY INCOME CORP	272,507	21,138,367.990	
	PUBLIC STORAGE	48,821	10,470,639.870	
	REGENCY CENTERS CORP	122,742	8,048,192.940	
	UDR INC	727,354	34,542,041.460	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	151,846	6,260,610.580	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	80,076	9,503,419.680	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	95,402	10,300,553.940	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	418,690	8,130,959.800	
アメリカ・ドル	小計		アメリカ・ドル	
			404,181,490.650	
			(44,213,413,262)	
イギリス・ポン ド			イギリス・ポンド	
	ASSURA PLC	7,271,238	5,308,003.740	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	817,539	7,279,367.250	
	SEGRO PLC	1,497,335	12,592,587.350	
	UNITE GROUP PLC/THE	702,447	7,881,455.340	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	219,295	1,722,781.520	
	DERWENT LONDON PLC	166,097	5,916,375.140	
	WORKSPACE GROUP PLC	285,814	3,006,763.280	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	587,402	4,123,562.040	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	4,275,114	9,901,164.020	
イギリス・ポン	 ド 小計		イギリス・ポンド	
			57,732,059.680	
			(8,089,416,203)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	NATIONAL STORAGE REIT	11,895,590	22,661,098.950	
	MIRVAC GROUP	10,322,741	33,445,680.840	
	GOODMAN GROUP	2,855,825	41,180,996.500	
	CHARTER HALL GROUP	2,081,841	23,399,892.840	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	5,759,665	25,284,929.350	
	INGENTA COMMUNITIES GROUP	5,759,005	20,204,929.300	

			有価証券届出書(内国投	
オーストラリア・	・ドル・小計		オーストラリア・ドル	
			145,972,598.480	
			(10,997,575,569)	
カナダ・ドル			カナダ・ドル	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	397,407	17,318,997.060	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	403,368	21,648,760.560	
カナダ・ドル 小	∖計		カナダ・ドル	
			38,967,757.620	
			(3,234,713,560)	
シンガポール・			シンガポール・ドル	
ドル			2233. W 170	
	KEPPEL DC REIT	13,246,041	25,962,240.360	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	1,448,500	4,519,320.000	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	7,057,177	23,076,968.790	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	9,377,035	23,723,898.550	
シンガポール・ト	・ル 小計		シンガポール・ドル	
			77,282,427.700	
			(6,225,872,375)	
ニュージーラン			ニュージーランド・ドル	
ド・ドル			ニューシーフフト・トル	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	7,659,508	16,161,561.880	
ニュージーラント	・・ドル 小計		ニュージーランド・ドル	
			16,161,561.880	
			(1,126,137,632)	
ユーロ			ユーロ	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	289,050	4,893,616.500	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	57,371	8,221,264.300	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIE-CV	66,369	1,803,909.420	
	NSI NV	37,649	1,551,138.800	
	ARGAN	18,784	1,344,934.400	
	GECINA SA	67,918	10,289,577.000	
	KLEPIERRE	819,303	26,987,840.820	
	COVIVIO	120,165	12,112,632.000	
	AEDIFICA	80,679	8,939,233.200	
	BEFIMMO	56,211	3,265,859.100	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	61,320	10,154,592.000	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	23,083	1,195,699.400	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	330,614	3,821,897.840	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	408,917	5,315,921.000	
<u>ユーロ</u> 小計			ユーロ	
ווויני דו 🕂			99,898,115.780	

	i		i		
				(12,071,688,311)	
	香港・ドル			香港・ドル	
		LINK REIT	2,946,805	253,425,230.000	
	香港・ドル 小計			香港・ドル	
				253,425,230.000	
				(3,542,884,716)	
投資証券 合計				89,501,701,628	
				[89,501,701,628]	
合計				89,501,701,628	
				[89,501,701,628]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、 内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨		銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	32銘柄	100%	49.3%
イギリス・ポンド	投資証券	9銘柄	100%	9.0%
オーストラリア・ドル	投資証券	5銘柄	100%	12.3%
カナダ・ドル	投資証券	2銘柄	100%	3.6%
シンガポール・ドル	投資証券	4銘柄	100%	7.0%
ニュージーランド・ドル	投資証券	1銘柄	100%	1.3%
ユーロ	投資証券	14銘柄	100%	13.5%
香港・ドル	投資証券	1銘柄	100%	4.0%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ」 - REITアクティブ・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		529,709,097	1,542,969,126
投資証券	2	106,715,445,180	118,227,433,400
未収入金		292,149,287	1,185,225,975
未収配当金		1,198,343,809	1,263,930,899
前払金	·	-	4,506,000
流動資産合計	·	108,735,647,373	122,224,065,400
資産合計		108,735,647,373	122,224,065,400
負債の部			
流動負債	·		
派生商品評価勘定		-	63,959,520
未払金		361,720,143	1,198,414,749
未払解約金		3,811,000	182,715,000
その他未払費用		3,044	5
流動負債合計	·	365,534,187	1,445,089,274
負債合計	·	365,534,187	1,445,089,274
純資産の部			
元本等			
元本	1	39,012,537,842	36,737,276,824
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		69,357,575,344	84,041,699,302
元本等合計		108,370,113,186	120,778,976,126
純資産合計		108,370,113,186	120,778,976,126
負債純資産合計		108,735,647,373	122,224,065,400

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区 分	自 2019年5月9日
	<u> </u>	至 2019年11月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価	投資証券
	方法	

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相 場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引 業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

2. デリバティブ取引の評価基準 先物取引

及び評価方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予 想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1. 1 期首	2018年11月9日	2019年5月9日
期首元本額	41,093,248,110円	39,012,537,842円
期中追加設定元本額	713,929,698円	3,534,243,415円
期中一部解約元本額	2,794,639,966円	5,809,504,433円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ(奇	15,586,819円	12,014,238円
数月分配型)		
インカム重視ポートフォリオ	13,818,732円	10,891,184円
(奇数月分配型)		
成長重視ポートフォリオ(奇	69,960,018円	53,821,845円
数月分配型)		
6 資産バランスファンド(分	124,192,347円	102,549,737円
配型)		
6 資産バランスファンド(成	290,798,908円	235,028,347円
長型)		
世界6資産均等分散ファンド	39,669,551円	32,905,573円
(毎月分配型)		

		1	有価証券届出書(内国投資信託
	『しがぎん』SRI三資産バ	1,772,953円	1,384,668円
	ランス・オープン(奇数月分		
	配型)		
	ダイワ資産分散インカムオー	42,416,804円	33,022,502円
	プン(奇数月決算型)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	215,165,036円	209,972,245円
	ト(六つの羽/安定コース)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	284,557,032円	269,701,275円
	ト (六つの羽 / 6 分散コー		
	ス)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	360,627,092円	354,948,092円
	ト(六つの羽/成長コース)		
	DCダイワJ-REITアク	346,198,676円	372,131,946円
	ティブファンド		
	ダイワファンドラップ J-	36,272,131,569円	34,258,362,654円
	REITセレクト		
	ライフハーモニー (ダイワ世	96,515,124円	72,408,222円
	界資産分散ファンド)(成長		
	型)		
	ライフハーモニー(ダイワ世	31,852,995円	25,640,731円
	界資産分散ファンド)(安定		
	型)		
	ライフハーモニー(ダイワ世	151,161,542円	118,696,450円
	界資産分散ファンド)(分配		
	型)		
	ダイワ・アクティブJリー	656,112,644円	573,797,115円
	ト・ファンド (年4回決算		
	型)		
計		39,012,537,842円	36,737,276,824円
2.	期末日における受益権の総数	39,012,537,842□	36,737,276,824□
3. 2	差入委託証拠金代用有価証券		 先物取引に係る差入委託証拠
			金代用有価証券として以下の
			とおり差入を行っておりま
			す。
			投資証券 714,000,000円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

V 4	自 2019年5月9日
区 ガ	至 2019年11月8日

_		
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ
		ブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ
		ブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、
		信用リスク、流動性リスクであります。
		信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約
		款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における不
		動産投信指数先物取引を利用しております。
3	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
	についての補足説明	ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
		す。
		デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が
		デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2019年11月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引
		デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

		11日次代目(1) 自田田に出国に
	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
種類	当期間の損益に	当期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
投資証券	4,823,279,499	14,037,725,350
合計	4,823,279,499	14,037,725,350

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2018年11月 13日から2019年5月8日まで、及び2019年5月11日から2019年11月8日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

	2019年5月8日 現在				2019年11月8日 現在			
種 類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1年超				1年超		
市場取引								
不動産投信								
指数先物取引								
買建	-	-	-	-	2,303,286,000	-	2,239,440,000	63,846,000
合計	-	-	-	-	2,303,286,000	-	2,239,440,000	63,846,000

(注) 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	2.7778円	3.2876円
(1万口当たり純資産額)	(27,778円)	(32,876円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
			(円)	
投資証券	サンケイリアルエステート	4,973	606,208,700	
	日本アコモデーションファンド投資法人	212	143,100,000	
	MCUBS MidCity投資法人	15,061	1,790,752,900	
	森ヒルズリート	30,568	5,288,264,000	
	産業ファンド	11,933	1,991,617,700	
	アドバンス・レジデンス	8,507	2,968,943,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクス ト投資法人	13,322	2,820,267,400	
	API投資法人	5,746	3,246,490,000	
	G L P投資法人	25,065	3,378,762,000	
	コンフォリア・レジデンシャル	6,328	2,198,980,000	
	日本プロロジスリート	9,372	2,755,368,000	
	星野リゾート・リート	4,014	2,304,036,000	
	イオンリート投資	3,825	563,805,000	
	ヒューリックリート投資法	4,391	885,664,700	
	日本リート投資法人	1,411	654,704,000	
	インベスコ・オフィス・Jリート	151,926	3,122,079,300	
	積水ハウス・リート投資	37,871	3,624,254,700	
	ケネディクス商業リート	5,747	1,591,919,000	
	ヘルスケア&メディカル投資	3,353	441,925,400	
	野村不動産マスターF	36,272	7,102,057,600	
	ラサールロジポート投資	14,563	2,338,817,800	
	三井不口ジパーク	4,155	1,842,742,500	
	大江戸温泉リート	5,302	505,810,800	
	森トラスト・ホテルリート投	6,304	895,168,000	
	三菱地所物流REIT	706	246,394,000	
	CREロジスティクスファンド	6,555	878,370,000	
	ザイマックス・リート	7,448	977,922,400	
	伊藤忠アドバンスロジ	2,800	335,160,000	
	日本ビルファンド	9,141	7,340,223,000	
	ジャパンリアルエステイト	11,996	8,565,144,000	
	日本リテールファンド	20,530	4,994,949,000	

_			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	汉县旧叫
	オリックス不動産投資	16,510	3,914,521,000	
	日本プライムリアルティ	2,602	1,303,602,000	
	プレミア投資法人	7,901	1,244,407,500	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,733	242,273,400	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	9,197	1,969,997,400	
	森トラスト総合リート	12,542	2,390,505,200	
	インヴィンシブル投資法人	47,915	3,076,143,000	
	フロンティア不動産投資	2,778	1,332,051,000	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	5,756	1,570,812,400	
	福岡リート投資法人	11,464	2,088,740,800	
	ケネディクス・オフィス投資法人	5,774	4,775,098,000	
	いちごオフィスリート投資法人	14,394	1,573,264,200	
	大和証券オフィス投資法人	2,550	2,142,000,000	
	スターツプロシード投資法人	2,867	569,099,500	
	大和ハウスリート投資法人	25,134	7,565,334,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	42,334	3,691,524,800	
	日本賃貸住宅投資法人	18,943	1,869,674,100	
	ジャパンエクセレント投資法人	2,762	508,484,200	
投資証券 合	計		118,227,433,400	
合計			118,227,433,400	
10.504-341-141	12 光工从时期 6 兆 休 12 - 12 光 1 - 1 - 1 - 1	- 1		

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

ジャパンリアルエステイト

1,000□

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ北米好配当株マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		

			<u> </u>
流動資産			
預金		53,915,183	58,340,686
コール・ローン		32,230,689	69,654,416
株式		1,779,817,298	2,092,272,067
ハイブリッド優先証券		498,873,977	483,554,621
投資証券		51,241,902	30,804,242
未収入金		21,149,858	13,587,543
未収配当金		1,299,721	1,538,187
未収利息		1,406,348	1,230,398
流動資産合計		2,439,934,976	2,750,982,160
資産合計		2,439,934,976	2,750,982,160
負債の部			
流動負債			
未払金		25,071,802	-
未払解約金		10,236,000	8,000
その他未払費用		213	-
流動負債合計		35,308,015	8,000
負債合計		35,308,015	8,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	864,335,378	933,850,416
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		1,540,291,583	1,817,123,744
元本等合計		2,404,626,961	2,750,974,160
純資産合計		2,404,626,961	2,750,974,160
負債純資産合計		2,439,934,976	2,750,982,160

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

E 7		自 2019年5月9日
	区分	至 2019年11月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価	(1)株式
	方法	

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最 終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又 は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して おります。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

(2)ハイブリッド優先証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最 終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又 は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して おります。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

(3)投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最 終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又 は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して おります。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

|2. デリバティブ取引の評価基準||為替予約取引 及び評価方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1)受取配当金

原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が 確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合 には入金日基準で計上しております。

(2)受取利息

ハイブリッド優先証券の受取利息については、当該証券の権利落ち 日において、確定している金額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準 基本となる重要な事項

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の 額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基 づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建 資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産 額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時 の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算 した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円 換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理 を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1. 1	期首	2018年11月9日	2019年5月9日
	期首元本額	867,890,008円	864,335,378円
	期中追加設定元本額	49,074,250円	96,581,014円
	期中一部解約元本額	52,628,880円	27,065,976円
	期末元本額の内訳		
ファ	ンド名		
	安定重視ポートフォリオ(奇	10,098,722円	9,395,811円
	数月分配型)		
	インカム重視ポートフォリオ	8,922,010円	8,227,419円
	(奇数月分配型)		
	成長重視ポートフォリオ(奇	160,519,716円	146,915,840円
	数月分配型)		
	ダイワ・株 / 債券 / コモディ	29,159,580円	25,987,045円
	ティ・バランスファンド		
	ダイワ資産分散インカムオー	27,694,990円	25,586,312円
	プン(奇数月決算型)		

		DCダイワ・ワールドアセッ	101,999,066円	117,700,001円
			101,000,000[]	111,100,00113
		ト(六つの羽/安定コース)		
		DCダイワ・ワールドアセッ	203,504,577円	226,062,058円
		ト (六つの羽 / 6 分散コー		
		ス)		
		DCダイワ・ワールドアセッ	322,436,717円	373,975,930円
		ト(六つの羽/成長コース)		
	計		864,335,378円	933,850,416円
2.		期末日における受益権の総数	864,335,378□	933,850,416□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分		自 2019年5月9日
	_ ~	至 2019年11月8日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	│ │当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ │
		ブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ
		ブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替
		変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
		外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投
		資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
	についての補足説明	ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
		す。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2019年11月8日現在		
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額		
	計上額との差額	と時価との差額はありません。		

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
	 ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	 含まれた評価差額(円)	
株式	1,944,628	60,972,121	
ハイブリッド優先証券	1,009,220	7,259,841	
投資証券	220,263	111,372	
合計	2,733,585	53,600,908	

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年4月 16日から2019年5月8日まで、及び2019年10月16日から2019年11月8日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	2.7821円	2.9458円
(1万口当たり純資産額)	(27,821円)	(29,458円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘 柄	株 式 数	評価額		備考
			単 価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	ABBOTT LABORATORIES	2,584	83.390	215,479.760	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	1,109	227.580	252,386.220	
	DOLLAR TREE INC	4,980	112.470	560,100.600	

			有伽証券届出書(内国:	投資信託
CELANESE CORP	667	125.740	83,868.580	
DANAHER CORP	758	134.500	101,951.000	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE	3,970	90.640	359,840.800	
IN	3,970	90.040	339,040.000	
TE CONNECTIVITY LTD	3,851	94.010	362,032.510	
APPLE INC	2,979	259.430	772,841.970	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	8,841	60.530	535,145.730	
JPMORGAN CHASE & CO	4,255	130.000	553,150.000	
CATERPILLAR INC	1,860	147.010	273,438.600	
CISCO SYSTEMS INC	7,709	48.420	373,269.780	
MORGAN STANLEY	6,704	48.660	326,216.640	
BROADCOM INC	1,176	311.740	366,606.240	
TELEFLEX INC	721	335.540	241,924.340	
COLGATE-PALMOLIVE CO	4,788	66.870	320,173.560	
ACTIVISION BLIZZARD INC	3,094	54.550	168,777.700	
DIAMONDBACK ENERGY INC	1,517	75.560	114,624.520	
LABORATORY CRP OF AMER				
HLDGS	2,144	165.800	355,475.200	
AMAZON.COM INC	319	1,788.200	570,435.800	
EOG RESOURCES INC	3,103	74.740	231,918.220	
NEXTERA ENERGY INC	3,135	223.090	699,387.150	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	719	223.290	160,545.510	
ALPHABET INC-CL A	470	1,306.940	614,261.800	
HOME DEPOT INC	891	232.940	207,549.540	
HERSHEY CO/THE	1,912	141.320	270,203.840	
JOHNSON & JOHNSON	3,160	131.430	415,318.800	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,623	162.200	263,250.600	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,255	95.360	119,676.800	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,158	343.430	397,691.940	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	5,814	82.250	478,201.500	
XCEL ENERGY INC	2,665	60.330	160,779.450	
ACCENTURE PLC-CL A	929	189.090	175,664.610	
AT&T INC	9,268	39.420	365,344.560	
MARATHON PETROLEUM CORP	2,291	66.250	151,778.750	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	2,713	123.490	335,028.370	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,702	139.670	237,718.340	
ANTHEM INC	1,902	279.770	532,122.540	
WALT DISNEY CO/THE	4,305	132.960	572,392.800	
WASTE MANAGEMENT INC	2,319	110.350	255,901.650	

İ

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
ハイブリッド優 先証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		JPMORGAN CHASE & CO 6.125 Y	2,107.000	53,117.470	
		CHS INC 7.5 4	4,575.000	125,355.000	
		JPMORGAN CHASE & CO 6.1 AA	4,200.000	107,604.000	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO 6.2 F	1,100.000	28,776.000	
		AMERICAN FINANCIAL GROUP 6	3,775.000	97,772.500	
		WELLS FARGO & COMPANY 5.7 W	2,929.000	75,743.940	_
		BANK OF AMERICA CORP 6.2 CC	411.000	10,686.000	

		1月11日 11日 具旧武	
FIRST REPUBLIC BANK 5.5 G	2,175.000	55,941.000	
BANK OF AMERICA CORP 6 EE	831.000	21,672.480	
WELLS FARGO & COMPANY 5.5 X	4,550.000	117,936.000	
LEGG MASON INC 5.45	3,350.000	86,195.500	
ENTERGY LOUISIANA LLC 4.875	1,200.000	31,248.000	
SOUTHERN CO 5.25	796.000	20,369.640	
ARCH CAPITAL GROUP LTD 5.25	1,200.000	30,348.000	
MORGAN STANLEY 5.85 K	3,412.000	93,318.200	
AXIS CAPITAL HLDGS LTD 5.5	2,100.000	54,012.000	
VALLEY NATIONAL BANCORP FR B	2,076.000	53,892.960	
SOUTHERN CO 5.25	1,961.000	50,809.510	
BERKLEY (WR) CORPORATION 5.7	824.000	21,572.320	
ENBRIDGE INC FR B	916.000	24,722.840	
BANK OF AMERICA CORP 6 GG	5,875.000	156,333.750	
UNUM GROUP 6.25	3,350.000	90,483.500	
RENAISSANCERE HOLDINGS L 5.75 F	6,450.000	172,989.000	
KKR & CO INC 6.5 B	750.000	20,025.000	
KEYCORP 5.65 F	1,300.000	34,125.000	
DUKE ENERGY CORP 5.625	2,075.000	55,527.000	
NISOURCE INC 6.5 B	2,810.000	77,556.000	
JPMORGAN CHASE & CO 6 EE	2,450.000	67,963.000	
CMS ENERGY CORP 5.875	6,125.000	167,702.500	
NEXTERA ENERGY CAPITAL 5.65	5,450.000	148,512.500	
AMERICAN INTL GROUP 5.85 A	5,825.000	155,585.750	
AMERICAN FINANCIAL GROUP 5.875	4,175.000	112,140.500	
DUKE ENERGY CORP 5.75 A	5,243.000	142,871.750	
REGIONS FINANCIAL CORP 5.7	2,075.000	56,357.000	
ALGONQUIN PWR & UTILITY 6.2 19-A	2,838.000	78,868.020	
SPIRE INC 5.9 A	3,475.000	91,774.750	
ATHENE HOLDING LTD 6.35 A	2,100.000	57,897.000	
<u> </u>			

		VOYA FINANCIAL INC 5.35 B	3,400.000	91,426.000	
		SYNOVUS FINANCIAL CORP	- 4-0 000	404 054 500	
		5.875 E	5,150.000	134,054.500	
		TCF FINANCIAL 5.7 C*	400.000	10,548.000	
		ALLSTATE CORP 5.1 H	4,375.000	112,085.310	
		SEMPRA ENERGY 5.75	1,328.000	34,860.000	
		FIFTH THIRD BANCORP 6 A	1,923.000	51,671.010	
		AEGON FUNDING CORP II 5.1	4,700.000	118,440.000	
		NORTHERN TRUST CORP 4.7 E	1,641.000	41,189.100	
		DTE ENERGY CO 5.25	3,075.000	77,766.750	
		CITIGROUP INC 6.875 K	5,325.000	149,472.750	
		WELLS FARGO & COMPANY 6 T	850.000	21,683.500	
		ALLY FINANCIAL FR 2/15/40	1,963.000	51,842.830	
		PNC FINANCIAL SERVICES 6.125 P	1,175.000	31,689.750	
		MORGAN STANLEY 6.375 I	5,333.000	149,110.680	
		REINSURANCE GRP OF AMER 6.2	818.000	22,192.340	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO 6			
		В	5,475.000	140,324.250	
		STATE STREET CORP 5.25 C	1,650.000	41,762.820	
		STATE STREET CORP 5.9 D	4,075.000	110,310.250	
		WELLS FARGO & COMPANY 5.85	6,792.000	182,229.360	
	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
				4,420,464.580	
				(483,554,621)	
ハイブリッド優	 先証券 合計			483,554,621	
				[483,554,621]	
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		UMH PROPERTIES INC 6.75 C	1,200	31,908.000	
		MONMOUTH REIT 6.125 C	2,875	71,900.010	
		SPIRIT REALTY CAPITAL IN 6	1,350	35,302.500	
		А	1,000	33,302.300	
		QTS REALTY TRUST INC 7.125	1,175	31,607.500	
		AMERICAN HOMES 4 RENT 6.25	3,189	85,305.750	
		TAUBMAN CENTERS INC 6.5 J	1,000	25,576.400	
	アメリカ・ドル		,	アメリカ・ドル	
				281,600.160	

	(30,804,242)	
投資証券 合計	30,804,242	
	[30,804,242]	
合計	514,358,863	
	[514,358,863]	

ハイブリッド優先証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、 内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入 ハイブ リッド優 先証券時 価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額 に対する 比率
アメリカ・ドル	株式	54銘柄				
	ハイブリッド 優先証券 投資証券	56銘柄 6銘柄	79.7%	19.1%	1.2%	97.1%
カナダ・ドル	株式	2銘柄	100%	-%	-%	2.9%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	82,485,074	44,275,420
コール・ローン	10,398,253	16,639,005
株式	1,118,496,369	1,255,521,500

未収配当金		4,798,935	1,000,085
 流動資産合計		1,216,178,631	1,317,436,010
資産合計		1,216,178,631	1,317,436,010
負債の部			
流動負債			
未払解約金		6,282,000	-
その他未払費用		112	-
流動負債合計		6,282,112	-
負債合計		6,282,112	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	757,947,808	780,743,592
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		451,948,711	536,692,418
元本等合計		1,209,896,519	1,317,436,010
純資産合計		1,209,896,519	1,317,436,010
負債純資産合計		1,216,178,631	1,317,436,010

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	三文の公司万里にかる子次に戻り	
		自 2019年5月9日
	<u>ь</u> л	至 2019年11月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価	株式
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最
		終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又
		は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して
		おります。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。
2.	デリバティブ取引の評価基準	為替予約取引
	及び評価方法	

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している 場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基 準で計上しております。

4. その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準 基本となる重要な事項

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の 額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基 づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建 資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産 額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時 の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算 した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円 換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理 を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1. 1 期首	2018年11月9日	2019年5月9日
期首元本額	775,255,018円	757,947,808円
期中追加設定元本額	34,125,599円	51,560,000円
期中一部解約元本額	51,432,809円	28,764,216円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
安定重視ポートフォリオ(奇	17,635,261円	16,404,666円
数月分配型)		
インカム重視ポートフォリオ	15,014,459円	14,411,649円
(奇数月分配型)		
成長重視ポートフォリオ(奇	276,780,744円	259,960,865円
数月分配型)		

		•	有"""""""""""""""""""""""""""""""""""""
	ダイワ・株 / 債券 / コモディ	49,708,573円	46,591,147円
	ティ・バランスファンド		
	ダイワ資産分散インカムオー	47,477,038円	45,019,544円
	プン(奇数月決算型)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	56,978,047円	65,759,228円
	ト (六つの羽 / 安定コース)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	113,991,115円	125,524,129円
	ト (六つの羽 / 6 分散コー		
	ス)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	180,362,571円	207,072,364円
	ト(六つの羽/成長コース)		
計		757,947,808円	780,743,592円
2.	期末日における受益権の総数	757,947,808□	780,743,592□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自 2019年5月9日
	<u> </u>	至 2019年11月8日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
	今朝辛日の中京ルガリフク	
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ
		ブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ =
		ブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替
		変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
		外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投
		資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
	についての補足説明	ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
		す。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2019年11月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
株式	13,152,253	43,970,811	
合計	13,152,253	43,970,811	

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年4月 16日から2019年5月8日まで、及び2019年10月16日から2019年11月8日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2019年5月8日現在	2019年11月8日現在	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	1.5963円	1.6874円
(1万口当たり純資産額)	(15,963円)	(16,874円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘 柄	株 式 数	評価額		備考
			単 価	金額	
イギリス・ポン ド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	PRUDENTIAL PLC	14,844	14.000	207,816.000	

-				有価証券届出書(内国	投資信計
	AVIVA PLC	40,669	4.337	176,381.450	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	15,900	17.232	273,988.800	
	M&G PLC	14,844	2.180	32,359.920	
	VODAFONE GROUP PLC	96,642	1.634	157,932.350	
	KINGFISHER PLC	30,751	2.186	67,221.680	
	NATIONAL GRID PLC	10,672	8.863	94,585.930	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO				
	PLC	5,047	28.650	144,596.550	
	HSBC HOLDINGS PLC	43,404	6.008	260,771.230	,
	CARNIVAL PLC	3,111	32.540	101,231.940	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	11,761	23.425	275,501.420	
イギリス・ポン	ド小計			イギリス・ポンド	
				1,792,387.270	
				(251,149,305)	
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン	
	ROCHE HOLDING AG-	4 242	200, 200	200, 040, 000	
	GENUSSCHE I N	1,313	296.000	388,648.000	
	NESTLE SA-REG	5,858	104.160	610,169.280	
	ALCON INC	877	58.200	51,041.400	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,034	392.400	405,741.600	
	NOVARTIS AG-REG	4,389	86.460	379,472.940	, ,
	GIVAUDAN-REG	138	2,872.000	396,336.000	
スイス・フラン	小計			スイス・フラン	
				2,231,409.220	
				(245,276,502)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	SIEMENS AG-REG	2,800	113.660	318,248.000	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	2,996	74.450	223,052.200	
	BASF SE	3,676	71.480	262,760.480	
	ALLIANZ SE-REG	1,145	225.100	257,739.500	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,239	251.800	311,980.200	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	21,145	15.356	324,702.620	
	DEUTSCHE POST AG-REG	6,823	32.925	224,647.270	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	8,394	40.055	336,221.670	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE				
	N	6,506	24.060	156,534.360	
	KONINKLIJKE DSM NV	3,798	116.250	441,517.500	
	KONINKLIJKE KPN NV	87,929	2.767	243,299.540	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	7,197	17.445	125,551.660	
	TOTAL SA	6,299	49.590	312,367.410	
		- ,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

_					<u> </u>
	MICHELIN (CGDE)	2,155	116.950	252,027.250	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	4,676	87.080	407,186.080	
	BNP PARIBAS	3,990	51.340	204,846.600	
	CAPGEMINI SE	1,883	104.950	197,620.850	
	ALSTOM	4,147	38.430	159,369.210	
	SANOFI	3,893	82.360	320,627.480	
	INTESA SANPAOLO	100,555	2.356	236,907.580	
	ENI SPA	18,265	14.176	258,924.640	
	ENEL SPA	48,153	6.752	325,129.050	
	ENAGAS SA	10,115	23.030	232,948.450	
	NOKIA OYJ	45,483	3.245	147,615.070	
ユーロ 小計	•			ユーロ	
				6,281,824.670	
				(759,095,693)	
合計				1,255,521,500	
				[1,255,521,500]	

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
 - (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、 内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	鈴	術数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
イギリス・ポンド	株式	11銘柄	100%	20.0%
スイス・フラン	株式	6銘柄	100%	19.5%
ユーロ	株式	24銘柄	100%	60.5%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。
- 「ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		17,020,240	38,328,992
コール・ローン		3,562,064	3,991,374
株式		696,207,974	744,967,783
投資証券		25,935,058	7,770,568
派生商品評価勘定		31,029	-
未収入金		78,172,544	19,866,297
未収配当金		1,136,731	367,775
流動資産合計		822,065,640	815,292,789
資産合計		822,065,640	815,292,789
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	1,020
未払金		62,172,030	27,899,210
未払解約金		4,124,000	2,034,000
その他未払費用		35	-
流動負債合計		66,296,065	29,934,230
負債合計		66,296,065	29,934,230
純資産の部			
元本等	·		
元本	1	385,521,058	385,429,390
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	370,248,517	399,929,169
元本等合計		755,769,575	785,358,559
純資産合計		755,769,575	785,358,559
負債純資産合計		822,065,640	815,292,789

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

ν Δ	自 2019年5月9日
	至 2019年11月8日

1. 有価証券の評価基準及び評価 (1)株式 方法

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最 終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又 は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して おります。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

(2)投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最 終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又 は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価して おります。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

2. デリバティブ取引の評価基準 為替予約取引 及び評価方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場に おいて為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲 値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡 日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が 確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合 には入金日基準で計上しております。

その他財務諸表作成のための 外貨建取引等の処理基準 基本となる重要な事項

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

ベーデス	(貸借対照表に関する注記) 							
	区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在					
1. 1	期首	2018年11月9日	2019年5月9日					
	期首元本額	392,732,148円	385,521,058円					
	期中追加設定元本額	15,430,638円	20,469,043円					
	期中一部解約元本額	22,641,728円	20,560,711円					
	期末元本額の内訳							
ファ	ンド名							
	安定重視ポートフォリオ (奇	14,121,086円	13,640,963円					
	数月分配型)							
	インカム重視ポートフォリオ	12,486,286円	12,501,089円					
	(奇数月分配型)							
	成長重視ポートフォリオ (奇	223,305,291円	217,916,793円					
	数月分配型)							
	ダイワ・株 / 債券 / コモディ	39,781,844円	38,765,918円					
	ティ・バランスファンド							
	ダイワ資産分散インカムオー	38,767,812円	37,771,848円					
	プン(奇数月決算型)							
	DCダイワ・ワールドアセッ	9,244,144円	10,763,855円					
	ト(六つの羽/安定コース)							
	DCダイワ・ワールドアセッ	18,513,316円	20,516,496円					
	ト (六つの羽 / 6 分散コー							
	ス)							
	D C ダイワ・ワールドアセッ	29,301,279円	33,552,428円					
	ト(六つの羽/成長コース)							
計		385,521,058円	385,429,390円					
2.	期末日における受益権の総数	385,521,058□	385,429,390□					

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区 分	自 2019年5月9日
	<u> </u>	至 2019年11月8日
1. 3		当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2. 3	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ
		ブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ
		ブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替
		変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
		外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投
		資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 3	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4. 3	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
1	についての補足説明	ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
		す。
		デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体が
		デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2019年11月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在	
種類	当期間の損益に	当期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
株式	5,154,889	24,924,406	
投資証券	116,930	0	
合計	5,271,819	24,924,406	

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年4月 16日から2019年5月8日まで、及び2019年10月16日から2019年11月8日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

		2019年5	 5月8日 現在		2019年11月8日 現在			
種類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の取								
3 1								
為替予約取引								
 売 建 	30,909,312	-	30,904,000	5,312	4,518,780	-	4,519,800	1,020
オーストラリア・ドル	30,909,312	-	30,904,000	5,312	4,518,780	-	4,519,800	1,020
買建	23,181,000	-	23,206,717	25,717	-	-	-	-
アメリカ・ドル	23,181,000	1	23,206,717	25,717	-	-	-	-
合計	54,090,312	-	54,110,717	31,029	4,518,780	-	4,519,800	1,020

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない 場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	1.9604円	2.0376円
(1万口当たり純資産額)	(19,604円)	(20,376円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘 柄	株 式 数	評価額		
			単 価	金額	1
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	BHP GROUP LTD	9,200	37.350	343,620.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	7,300	28.420	207,466.000	
	WESTPAC BANKING CORP	8,600	27.450	236,070.000	
	AURIZON HOLDINGS LTD	16,600	5.780	95,948.000	
	NEWCREST MINING LTD	2,700	31.420	84,834.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	2,550	79.040	201,552.000	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	5,400	38.190	206,226.000	
	TELSTRA CORP LTD	28,900	3.510	101,439.000	
	SUPER RETAIL GROUP LTD	9,900	9.680	95,832.000	
	MACQUARIE GROUP LTD	1,500	136.610	204,915.000	

				有価証券届出書(内国:	坟貝 信。
	CSL LTD	2,000	261.310	522,620.000	
	WESFARMERS LTD	4,000	40.820	163,280.000	
	COCHLEAR LTD	600	214.000	128,400.000	
オーストラリア・	・ドル 小計			オーストラリア・ドル	
				2,592,202.000	
				(195,296,498)	
シンガポール・		 株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
ドル		171	227371 70 170	7273W W 17V	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	7,300	26.970	196,881.000	
	CAPITALAND LTD	23,700	3.730	88,401.000	
	SINGAPORE	55,000	3.350	184,250.000	
	TELECOMMUNICATIONS	33,000	3.000	104,200.000	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	67,700	2.370	160,449.000	
シンガポール・	シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル	
				629,981.000	
				(50,751,270)	
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン	
	HYUNDAI MOTOR CO	600	123,500.000	74,100,000.000	
	BGF RETAIL CO LTD	761	189,500.000	144,209,500.000	
	HYUNDAI MOBIS CO LTD	650	247,000.000	160,550,000.000	
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	60	1,249,000.000	74,940,000.000	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	1,700	43,300.000	73,610,000.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	1,900	43,200.000	82,080,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	14,050	52,900.000	743,245,000.000	
	HANA FINANCIAL GROUP	5,600	35,350.000	197,960,000.000	
	SK INNOVATION CO LTD	400	160,000.000	64,000,000.000	
韓国・ウォン /	<u>.</u> い計			韓国・ウォン	
				1,614,694,500.000	
				(153,073,038)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP	10, 000	,000 55.300	553,000.000	
	L	10,000		333,000.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	4,500	122.300	550,350.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	103,000	11.720	1,207,160.000	
	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	66,000	7.920	522,720.000	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	29,000	17.380	504,020.000	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	66,000	7.840	517,440.000	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS		27.900		
	LTD	20,500		571,950.000	
	CNOOC LTD	41,000	12.540	514,140.000	

QUANTA COMPUTER INC 29,000 60.900 1,766,100.000 MEDIATEK INC 8,000 425.000 3,400,000.000 MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT 131,000 30.500 3,995,500.000 LT 21.700 4,340,000.000 LT WPG HOLDINGS LTD 63,000 38.350 2,416,050.000 CHAILEASE HOLDING CO LTD 31,000 138.500 4,293,500.000 CTCI CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC PRESIDENT CHAIN STORE CORP 13,000 310.000 4,030,000.000 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 小計	•				有価証券届出書(内国	投資信託
CHINA MOBILE LTD 16,000 64.250 1,028,000.000 AIA GROUP LTD 6,800 83.350 566,780.000 HKBN LTD 31,500 14.060 442,890.000 GUANGDONG INVESTMENT LTD 31,500 17.220 516,600.000 SANDS CHINA LTD 14,000 40.650 569,100.000 CHINA LIFE INSURANCE CO-H 29,000 21.400 620,600.000 BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 18,500 33.400 617,900.000 (170,088,517)		ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	11,000	49.600	545,600.000	
AIA GROUP LTD 6,800 83.350 566,780.000 HKBN LTD 31,500 14,060 442,890.000 GUANGDONG INVESTMENT LTD 30,000 17.220 516,600.000 SANDS CHINA LTD 14,000 40.660 569,100.000 CHINA LIFE INSURANCE CO-H 29,000 21,400 620,600.000 ERILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 ENGLED CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 MILLIANCE MILLI		CHINA CONSTRUCTION BANK-H	175,000	6.560	1,148,000.000	
HKBN LTD 31,500 14.060 442,890.000 GUANGDONG INVESTMENT LTD 30,000 17.220 516,600.000 SANDS CHINA LTD 14,000 40.650 569,100.000 CHINA LIFE INSURANCE CO-H 29,000 21.400 620,600.000 ELNOVO GROUP LTD 98,000 6.050 592,900.000 SRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 CITO,900.000 C		CHINA MOBILE LTD	16,000	64.250	1,028,000.000	
GUANGDONG INVESTMENT LTD 30,000 17.220 516,600.000 5ANDS CHINA LTD 14,000 40.650 569,100.000 CHINA LIFE INSURANCE CO-H 29,000 21.400 620,600.000 LENOVO GROUP LTD 98,000 6.050 592,900.000 BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 18,500 33.400 617,900.000 617,900.000 617,000		AIA GROUP LTD	6,800	83.350	566,780.000	
SANDS CHINA LTD 14,000 40.650 569,100.000 CHINA LIFE INSURANCE CO-H 29,000 21.400 620,600.000 LENOVO GROUP LTD 98,000 6.050 592,900.000 ENILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 18,500 33.400 617,900.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 13,000 12,1700 12,1		HKBN LTD	31,500	14.060	442,890.000	
HEAD HAND LIFE INSURANCE CO-H 29,000 21.400 620,600.000 LENOVO GROUP LTD 98,000 6.050 592,900.000 BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 18,500 33.400 617,900.000 清港・ドル 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 13,000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,760,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,760,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,766,100.000 12,760,100.000 12,7		GUANGDONG INVESTMENT LTD	30,000	17.220	516,600.000	
LENOVO GROUP LTD 98,000 6.050 592,900.000 BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000 LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 18,500 33.400 617,900.000 香港・ドル		SANDS CHINA LTD	14,000	40.650	569,100.000	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE 62,000 9.290 575,980.000		CHINA LIFE INSURANCE CO-H	29,000	21.400	620,600.000	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD 18,500 33.400 617,900.000 香港・ドル 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 (170,068,517) 12,165,130.000 1,766,100.000		LENOVO GROUP LTD	98,000	6.050	592,900.000	
香港・ドル 小計		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	62,000	9.290	575,980.000	
12,165,130.000		LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	18,500	33.400	617,900.000	
(170,068,517) 台湾・ドル 台湾・ドル 台湾・ドル 台湾・ドル 台湾・ドル 日湾・ドル 日湾・ドル 日湾・ドル 日湾・ドル 日湾・ドル 日湾・ドル 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	香港・ドル 小	it			香港・ドル	
台湾・ドル					12,165,130.000	
QUANTA COMPUTER INC 29,000 60.900 1,766,100.000 MEDIATEK INC 8,000 425.000 3,400,000.000 MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT 131,000 30.500 3,995,500.000 LT CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT 200,000 21.700 4,340,000.000 CTG CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 CTG CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC PRESIDENT CHAIN STORE CORP 13,000 310.000 4,030,000.000 6 湾・ドル 小計 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 48,827,350.000 (175,778,460) 6 計					(170,068,517)	
MEDIATEK INC 8,000 425.000 3,400,000.000 MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT WPG HOLDINGS LTD 63,000 38.350 2,416,050.000 CTGI CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC PRESIDENT CHAIN STORE CORP 13,000 310.000 4,030,000.000 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 48,827,350.000 (175,778,460) 合計	台湾・ドル		株	台湾・ドル	台湾・ドル	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT WPG HOLDINGS LTD 63,000 38.350 2,416,050.000 CHAILEASE HOLDING CO LTD 31,000 138.500 4,293,500.000 CTCI CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 TAIWAN SEMICONDUCTOR 66,000 309.000 20,394,000.000 MANUFAC PRESIDENT CHAIN STORE CORP 13,000 310.000 4,030,000.000 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 48,827,350.000 (175,778,460)		QUANTA COMPUTER INC	29,000	60.900	1,766,100.000	
LT		MEDIATEK INC	8,000	425.000	3,400,000.000	
LT			131,000	30.500	3,995,500.000	
CHAILEASE HOLDING CO LTD 31,000 138.500 4,293,500.000 CTCI CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 TAIWAN SEMICONDUCTOR 66,000 309.000 20,394,000.000 PRESIDENT CHAIN STORE CORP 13,000 310.000 4,030,000.000 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 48,827,350.000 (175,778,460) 合計 744,967,783			200,000	21.700	4,340,000.000	
CTCI CORP 102,000 41.100 4,192,200.000 TAIWAN SEMICONDUCTOR 66,000 309.000 20,394,000.000 MANUFAC PRESIDENT CHAIN STORE CORP 13,000 310.000 4,030,000.000 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 48,827,350.000 (175,778,460) 合計 744,967,783		WPG HOLDINGS LTD	63,000	38.350	2,416,050.000	
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC 66,000 309.000 20,394,000.000 20,394,000.000 4,030,000.000 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 小計 台湾・ドル 小計 イスター・アル イスター・アスター・アル イスター・アル イスター		CHAILEASE HOLDING CO LTD	31,000	138.500	4,293,500.000	
MANUFAC 66,000 309.000 20,394,000.000		CTCI CORP	102,000	41.100	4,192,200.000	
台湾・ドル 小計 台湾・ドル 48,827,350.000 (175,778,460) 合計 744,967,783			66,000	309.000	20,394,000.000	
48,827,350.000 (175,778,460) 合計		PRESIDENT CHAIN STORE CORP	13,000	310.000	4,030,000.000	
合計 (175,778,460) 744,967,783	台湾・ドル 小	計			台湾・ドル	
合計 744,967,783					48,827,350.000	
					(175,778,460)	
[744,967,783]	合計				744,967,783	
					[744,967,783]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	オーストラリ			オーストラリア・ドル	
	ア・ドル			オーストラッテ・トル	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	38,200	103,140.000	

_		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	貝口山
	オーストラリア・ドル 小計	オーストラリア・ドル	
		103,140.000	
		(7,770,568)	
投資証券	合計	7,770,568	
		[7,770,568]	
合計		7,770,568	
		[7,770,568]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注)1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、 内数で表示しております。
 - 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	株式 投資証券	13銘柄 1銘柄	96.2%	3.8%	27.0%
シンガポール・ドル	株式	4銘柄	100%	-%	6.7%
韓国・ウォン	株式	9銘柄	100%	-%	20.3%
香港・ドル	株式	19銘柄	100%	-%	22.6%
台湾・ドル	株式	9銘柄	100%	-%	23.4%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。
- 「ダイワ好配当日本株マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	294,525,165	476,438,201
株式	16,942,671,050	17,571,028,840

			有侧趾分曲山青(内国投真后前
派生商品評価勘定		-	18,144,060
未収入金		519,131,254	657,679
未収配当金		283,638,660	207,480,500
差入委託証拠金		-	5,280,000
流動資産合計		18,039,966,129	18,279,029,280
資産合計		18,039,966,129	18,279,029,280
負債の部			
流動負債			
前受金		-	18,095,000
未払金		533,289,429	-
未払解約金		5,000,000	28,541,000
その他未払費用		4,816	4
流動負債合計		538,294,245	46,636,004
負債合計		538,294,245	46,636,004
純資産の部			
元本等			
元本	1	6,820,957,792	6,487,790,828
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		10,680,714,092	11,744,602,448
元本等合計		17,501,671,884	18,232,393,276
純資産合計		17,501,671,884	18,232,393,276
負債純資産合計		18,039,966,129	18,279,029,280

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	自 2019年5月9日
		至 2019年11月8日
1.	有価証券の評価基準及び評価	株式
	方法	

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相 場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引 業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して おります。

2. デリバティブ取引の評価基準 先物取引

及び評価方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

受取配当金

原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配 当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	区分	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1. 1	期首	2018年11月9日	2019年5月9日
	期首元本額	6,810,687,538円	6,820,957,792円
	期中追加設定元本額	400,107,504円	208,472,805円
	期中一部解約元本額	389,837,250円	541,639,769円
	W9.4 47 49		
	期末元本額の内訳		
ファ	ンド名		
	ダイワ好配当日本株投信 (季	5,119,609,749円	4,690,701,691円
	節点描)		
	ダイワ・バランス 3 資産 (外	29,353,879円	28,519,233円
	債・海外リート・好配当日本		
	株)		
	安定重視ポートフォリオ(奇	32,943,982円	30,666,310円
	数月分配型)		
	インカム重視ポートフォリオ	28,941,828円	27,482,091円
	(奇数月分配型)		
	成長重視ポートフォリオ(奇	515,161,914円	477,608,270円
	数月分配型)		
	ダイワ・株 / 債券 / コモディ	90,416,896円	84,285,682円
	ティ・バランスファンド		

	·	•	有侧趾分曲山青(内国仅具后式)
	ダイワ資産分散インカムオー	88,233,149円	82,306,855円
	プン(奇数月決算型)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	149,573,151円	177,097,892円
	ト(六つの羽/安定コース)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	296,839,550円	337,772,792円
	ト (六つの羽 / 6 分散コー		
	ス)		
	DCダイワ・ワールドアセッ	469,883,694円	551,350,012円
	ト(六つの羽/成長コース)		
計		6,820,957,792円	6,487,790,828円
2.	期末日における受益権の総数	6,820,957,792□	6,487,790,828口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自 2019年5月9日
		至 2019年11月8日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4
		項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用
		の基本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティ
		ブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティ
		ブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、
		信用リスク、流動性リスクであります。
		 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約
		 款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株
		 価指数先物取引を利用しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、
		リスクの種類毎に行っております。
4.	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が
	についての補足説明	 ない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該
		 価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、
		│ │異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありま
		す。
		デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
Ь		1

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2019年11月8日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	計上額との差額	と時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)デリバティブ取引
		デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
		(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しい
		ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在		
種類	当期間の損益に	当期間の損益に		
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)		
株式	696,509,193	1,061,796,033		
合計	696,509,193	1,061,796,033		

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年4月 16日から2019年5月8日まで、及び2019年10月16日から2019年11月8日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

	_									
		2019年5月8日 現在					2019年11月8日 現在			
種 類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益		
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)		
		1年超				1年超				
市場取引										
株価指数										
先物取引										
買建	-	-	-	-	169,345,000	-	187,495,000	18,150,000		

合計	-	-	-	-	169,345,000	-	187,495,000	18,150,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2019年5月8日現在	2019年11月8日現在
1口当たり純資産額	2.5659円	2.8103円
(1万口当たり純資産額)	(25,659円)	(28,103円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株式数	評価額(円)		備考
		単 価	金額	
ミライト・ホールディングス	15,000	1,736.00	26,040,000	
国際石油開発帝石	75,000	1,072.50	80,437,500	
大成建設	12,500	4,380.00	54,750,000	
熊 谷 組	30,000	3,405.00	102,150,000	
五洋建設	135,000	678.00	91,530,000	
住友林業	61,600	1,580.00	97,328,000	
大和ハウス	21,300	3,719.00	79,214,700	
ライト工業	45,000	1,640.00	73,800,000	
積水八ウス	55,000	2,318.50	127,517,500	
日本工営	7,900	3,475.00	27,452,500	
九電工	31,000	3,705.00	114,855,000	
ブルボン	23,200	1,701.00	39,463,200	
日鉄ソリューションズ	4,900	3,600.00	17,640,000	
エレマテック	22,800	1,068.00	24,350,400	
パルグループHLDGS	46,900	3,540.00	166,026,000	
JALUX	9,100	2,579.00	23,468,900	
双日	142,900	352.00	50,300,800	
太陽化学	23,000	1,710.00	39,330,000	

			有価証券届出書(内国	投資信託
日本たばこ産業	66,800	2,439.00	162,925,200	
アルコニックス	66,300	1,386.00	91,891,800	
J. フロント リテイリング	67,800	1,454.00	98,581,200	
東洋紡	53,900	1,654.00	89,150,600	
ダイワボウHD	22,500	5,030.00	113,175,000	
レスターホールディングス	32,000	1,961.00	62,752,000	
TOKAIホールディングス	222,200	1,087.00	241,531,400	
三洋貿易	74,600	2,333.00	174,041,800	
旭 化 成	105,000	1,273.50	133,717,500	
SUMCO	70,000	1,770.00	123,900,000	
川田テクノロジーズ	13,400	7,260.00	97,284,000	
信和	58,300	1,027.00	59,874,100	
コメダホールディングス	32,800	2,045.00	67,076,000	
共和レザー	67,900	814.00	55,270,600	
マツオカコーポレーション	57,500	2,017.00	115,977,500	
SRAホールディングス	7,800	2,560.00	19,968,000	
クレハ	15,000	6,930.00	103,950,000	
大阪ソーダ	22,300	3,075.00	68,572,500	
信越化学	9,300	12,085.00	112,390,500	
日本化学工業	10,900	3,195.00	34,825,500	
四国化成	46,900	1,268.00	59,469,200	
日本触媒	9,500	6,930.00	65,835,000	
三井化学	27,200	2,776.00	75,507,200	
三菱ケミカルHLDGS	141,300	879.20	124,230,960	
K Hネオケム	49,300	2,625.00	129,412,500	
タキロンシーアイ	150,000	688.00	103,200,000	
旭有機材	58,400	1,718.00	100,331,200	
リケンテクノス	52,400	545.00	28,558,000	
ダイキアクシス	81,100	956.00	77,531,600	
野村総合研究所	22,500	2,339.00	52,627,500	
電通	37,500	4,030.00	151,125,000	
第一工業製薬	57,000	3,935.00	224,295,000	
三洋化成	6,200	5,420.00	33,604,000	
武田薬品	110,000	4,378.00	481,580,000	
アステラス製薬	100,000	1,819.00	181,900,000	
沢井製薬	17,000	6,100.00	103,700,000	
大塚ホールディングス	50,000	4,516.00	225,800,000	
日本特殊塗料	11,200	1,406.00	15,747,200	
太陽ホールディングス	10,000	4,330.00	43,300,000	
<u> </u>	′ I	<u> </u>		,

			有価証券届出書(内国	到投資信託
日本空調サービス	29,200	712.00	20,790,400	
パーク 2 4	35,300	2,573.00	90,826,900	
Ζホールディングス	1,045,700	372.00	389,000,400	
伊藤忠テクノソリュー	12,300	2,895.00	35,608,500	
ポーラ・オルビスHD	13,700	2,506.00	34,332,200	
デクセリアルズ	30,000	1,009.00	30,270,000	
出光興産	28,100	3,225.00	90,622,500	
J X T Gホールディングス	138,600	525.30	72,806,580	
ブリヂストン	30,000	4,644.00	139,320,000	
東海カーボン	51,300	1,067.00	54,737,100	
黒崎播磨	17,500	6,080.00	106,400,000	
ニチアス	59,500	2,527.00	150,356,500	
日本冶金工	25,100	2,518.00	63,201,800	
栗本鉄工所	32,200	1,995.00	64,239,000	
大紀アルミニウム	99,700	769.00	76,669,300	
三井金属	39,300	3,270.00	128,511,000	
住友鉱山	27,500	3,612.00	99,330,000	
アサヒHD	40,600	2,574.00	104,504,400	
OSJB HD	236,800	264.00	62,515,200	
日東精工	121,700	604.00	73,506,800	
東京製綱	71,300	1,140.00	81,282,000	
マルゼン	32,600	1,935.00	63,081,000	
ファインシンター	19,500	1,947.00	37,966,500	
タクマ	55,800	1,318.00	73,544,400	
牧野フライス	4,000	5,520.00	22,080,000	
DMG森精機	30,000	1,819.00	54,570,000	
ベルシステム24HLDGS	65,700	1,719.00	112,938,300	
豊田自動織機	26,700	6,610.00	176,487,000	,
技研製作所	29,900	3,985.00	119,151,500	
荏原実業	42,900	2,137.00	91,677,300	
三精テクノロジーズ	30,000	942.00	28,260,000	
北越工業	64,800	1,280.00	82,944,000	
ダイフク	11,000	6,010.00	66,110,000	
キトー	59,700	1,634.00	97,549,800	
JUKI	61,800	968.00	59,822,400	
三菱電機	75,000	1,592.50	119,437,500	
明電舎	14,000	2,147.00	30,058,000	
	20,000	2,730.00	54,600,000	
M C J	161,700	729.00	117,879,300	
 テクノメディカ	1,700	2,158.00	3,668,600	

			有価証券届出書(内国	投資信託
EIZO	19,600	4,210.00	82,516,000	
T D K	11,500	11,420.00	131,330,000	
アドバンテスト	47,200	5,400.00	254,880,000	
エスペック	35,400	1,989.00	70,410,600	
デンソー	39,400	5,118.00	201,649,200	
ファナック	4,500	21,590.00	97,155,000	
村田製作所	24,000	6,240.00	149,760,000	
IHI	51,700	2,572.00	132,972,400	
プレミアグループ	71,400	1,932.00	137,944,800	
日産自動車	50,000	710.00	35,500,000	
トヨタ自動車	52,200	7,905.00	412,641,000	
三菱自動車工業	160,000	502.00	80,320,000	
ミクニ	69,700	366.00	25,510,200	
アイシン精機	25,700	4,445.00	114,236,500	
本田技研	77,600	3,072.00	238,387,200	
SUBARU	22,000	3,023.00	66,506,000	
萩原電気HLDGS	18,200	2,897.00	52,725,400	
アルゴグラフィックス	14,900	3,045.00	45,370,500	
ダイトロン	57,100	1,536.00	87,705,600	
キヤノン	28,500	3,004.00	85,614,000	
トランザクション	85,000	952.00	80,920,000	
藤森工業	10,600	3,680.00	39,008,000	
天馬	9,200	2,047.00	18,832,400	
信越ポリマー	130,400	980.00	127,792,000	
任 天 堂	3,000	41,960.00	125,880,000	
バルカー	5,500	2,457.00	13,513,500	
伊藤忠	41,900	2,360.00	98,884,000	
三井物産	119,000	1,926.00	229,194,000	
東京エレクトロン	7,800	21,780.00	169,884,000	
日立ハイテクノロジーズ	6,000	6,770.00	40,620,000	
スターゼン	18,800	4,645.00	87,326,000	
セイコーHD	46,100	2,752.00	126,867,200	
住友商事	136,700	1,672.00	228,562,400	
日本ユニシス	12,000	3,420.00	41,040,000	
三菱商事	88,300	2,876.50	253,994,950	
阪和興業	57,300	3,250.00	186,225,000	
ニプロ	42,900	1,280.00	54,912,000	
三菱UFJフィナンシャルG	664,700	590.50	392,505,350	
りそなホールディングス	150,000	483.70	72,555,000	
三井住友トラストHD	45,100	4,140.00	186,714,000	
I.				

_			日叫亚分田山首(四日	
三井住友フィナンシャルG	89,300	4,015.00	358,539,500	
セブン銀行	275,000	315.00	86,625,000	
みずほフィナンシャルG	537,900	172.00	92,518,800	
SBIホールディングス	65,000	2,368.00	153,920,000	
オリックス	135,000	1,735.00	234,225,000	
SOMPOホールディングス	20,000	4,400.00	88,000,000	
MS&AD	55,000	3,555.00	195,525,000	
第一生命HLDGS	40,000	1,869.00	74,760,000	
東京海上HD	69,600	5,910.00	411,336,000	
三井不動産	17,500	2,815.00	49,262,500	
東京建物	85,000	1,528.00	129,880,000	
西日本旅客鉄道	11,200	9,728.00	108,953,600	
丸全昭和運輸	36,500	3,135.00	114,427,500	
九州旅客鉄道	17,300	3,755.00	64,961,500	
SGホールディングス	19,200	2,666.00	51,187,200	
西本WISMETTAC HD	18,000	3,670.00	66,060,000	
日本電信電話	85,000	5,471.00	465,035,000	
KDDI	95,000	3,179.00	302,005,000	
ソフトバンク	71,700	1,489.00	106,761,300	
NTTドコモ	30,800	3,010.00	92,708,000	
日本管財	10,400	1,934.00	20,113,600	
丹青社	50,900	1,156.00	58,840,400	
コナミホールディングス	11,200	4,635.00	51,912,000	
日鉄物産	29,500	4,925.00	145,287,500	
合計			17,571,028,840	

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年11月29日

資産総額 2,273,042,961円 負債総額 4,684,075円 純資産総額(-) 2,268,358,886円 発行済数量 2,520,795,776口 1単位当たり純資産額(/) 0.8999円

(参考) ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

2019年11月29日

資産総額 25,970,447,110円 負債総額 57,658,077円 純資産総額(-) 25,912,789,033円 発行済数量 14,965,475,813口 1単位当たり純資産額(/) 1.7315円

(参考) ダイワ・グローバル R E I T・マザーファンド

純資産額計算書

2019年11月29日

資産総額 95,627,313,748円 負債総額 1,168,277,212円 純資産総額(-) 94,459,036,536円 発行済数量 34,151,046,700口 1単位当たり純資産額(/) 2.7659円

(参考) ダイワノ・REITアクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 2019年11月29日

資産総額		120,561,777,959円
負債総額		257,791,584円
純資産総額(-)		120,303,986,375円
発行済数量		35,740,289,348□
1単位当たり純資産額(//)	3.3661円

(参考) ダイワ北米好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2019年11月29日

資産総額		2,787,592,903円
負債総額		14,105,007円
純資産総額(-)		2,773,487,896円
発行済数量		926,791,870□
1単位当たり純資産額(//)	2.9926円

(参考) ダイワ欧州好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2019年11月29日

資産総額	1,312,861,923円
負債総額	1,001,009円
純資産総額(-)	1,311,860,914円
発行済数量	774,948,507□
1単位当たり純資産額(/)	1.6928円

(参考) ダイワ・アジア・オセアニア好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2019年11月29日

資産総額		759,709,545円
負債総額		3円
纯資産総額 (-)	759 709 542円

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

発行済数量 379,851,080口

1単位当たり純資産額 (/) 2.0000円

(参考) ダイワ好配当日本株マザーファンド

純資産額計算書

2019年11月29日

資産総額 17,914,672,787円 負債総額 76,288,294円 純資産総額(-) 17,838,384,493円 発行済数量 6,365,517,310口 1単位当たり純資産額(/) 2.8023円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等 に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

EDINET提出書類

大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ

か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2019年11月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

- 二.運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議
 - ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定 します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数(本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	62	115,488
追加型株式投資信託	721	16,485,415
株式投資信託 合計	783	16,600,903
単位型公社債投資信託	27	88,797
追加型公社債投資信託	14	1,478,400
公社債投資信託 合計	41	1,567,197
総合計	824	18,168,100

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第60期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第61期事業年度に係る中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務 諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (2018年3月31日) (2019年3月31日) 資産の部 流動資産 現金・預金 28,709 28,489 有価証券 554 0 前払費用 201 214 未収委託者報酬 12.368 11.468 未収収益 82 98 その他 47 56 40,882 流動資産計 41.410 固定資産 1 206 有形固定資産 213 建物 12 10 200 195 器具備品 無形固定資産 2,614 2,821 ソフトウェア 2,804 2,456 ソフトウェア仮勘定 158 17 投資その他の資産 15,066 12,799 投資有価証券 8,600 8,493 関係会社株式 5,129 1,836

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

出資金	183	183
長期差入保証金	1,072	1,070
繰延税金資産	1,078	1,183
その他	34	31
固定資産計	18,927	15,827
資産合計	60,337	56,709

	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)
 負債の部		
流動負債		
預り金	65	75
未払金	9,747	8,548
未払収益分配金	8	15
未払償還金	59	40
未払手数料	5,202	4,610
その他未払金	2 4,476	2 3,882
未払費用	4,148	3,735
未払法人税等	850	726
未払消費税等	583	255
賞与引当金	1,012	725
その他	335	2
流動負債計	16,744	14,070
固定負債		
退職給付引当金	2,350	2,389
役員退職慰労引当金	125	103
その他	5	2
固定負債計	2,481	2,496
負債合計	19,225	16,567
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		

		131HHE331HHHH (13H3X311HHB3
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,850	13,052
利益剰余金合計	14,225	13,426
株主資本合計	40,895	40,096
 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	216	46
 評価・換算差額等合計	216	46
——— 純資産合計	41,112	40,142
負債・純資産合計	60,337	56,709

(2) 【損益計算書】

		(十匹:口/313)
	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
一 営業収益		
委託者報酬	82,510	76,052
その他営業収益	733	673
営業収益計	83,244	76,725
営業費用		
支払手数料	40,392	35,789
広告宣伝費	673	694
調査費	9,816	9,066
調査費	955	1,057
委託調査費	8,860	8,009
委託計算費	839	1,351
営業雑経費	1,579	1,557
通信費	249	228
印刷費	500	513
協会費	53	55
諸会費	13	13
その他営業雑経費	762	746
営業費用計	53,300	48,459
一般管理費		
給料	5,840	5,755
役員報酬	377	373
給料・手当	3,973	4,145
賞与	477	510
賞与引当金繰入額	1,012	725

福利厚生費	788	796
交際費	55	64
旅費交通費	195	178
租税公課	501	472
不動産賃借料	1,281	1,291
退職給付費用	316	374
役員退職慰労引当金繰入額	46	34
固定資産減価償却費	977	907
諸経費	1,528	1,819
一般管理費計	11,531	11,693
営業利益	18,411	16,572

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31 日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	210	215
有価証券償還益	17	133
その他	130	172
営業外収益計	359	521
営業外費用		
投資有価証券売却損	0	40
有価証券償還損	3	32
その他	25	60
営業外費用計	29	132
経常利益	18,741	16,961
特別損失		
関係会社整理損失	333	29
特別損失計	333	29
税引前当期純利益	18,407	16,931
法人税、住民税及び事業税	5,843	5,076
法人税等調整額	106	15
法人税等合計	5,737	5,060
当期純利益	12,670	11,870

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日至 2018年3月31日)

						亩出書(内国投資信計	
		株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金			
				その他利益			
	資本金	次士淮供办	11. 光准 供 今	剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276	
会計方針の変更に				480	480	480	
よる累積的影響額	-	-	-	480	480	480	
会計方針の変更を反	15,174	11 105	374	12,712	12 006	20. 756	
映した当期首残高	15,174	11,495	3/4	12,712	13,086	39,756	
当期変動額							
剰余金の配当		-	-	11,532	11,532	11,532	
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670	
株主資本以外の							
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-	
額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,138	1,138	1,138	
当期末残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895	

	評価・換		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	264	264	39,540
会計方針の変更に よる累積的影響額	-	-	480
会計方針の変更を反映した当期首残高	264	264	40,021
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	11,532
当期純利益	-	-	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	47	47	47
当期変動額合計	47	47	1,090
当期末残高	216	216	41,112

当事業年度(自 2018年4月1日至 2019年3月31日)

					一	<u> </u>	
		株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金			
				その他利益			
	資本金	次十进供人	11. 分类 供入	剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	繰越利益	合計		
				剰余金			
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895	
会計方針の変更に							
よる累積的影響額	-	-	-	-	-	-	
会計方針の変更を反	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895	
映した当期首残高	15,174	11,495	3/4	13,650	14,225	40,695	
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	12,669	12,669	12,669	
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870	
株主資本以外の							
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-	
額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	798	798	798	
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096	

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	216	216	41,112	
会計方針の変更に よる累積的影響額	-	-		
会計方針の変更を反 映した当期首残高	216	216	41,112	
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	12,669	
当期純利益	-	-	11,870	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	170	170	170	
当期変動額合計	170	170	969	
当期末残高	46	46	40,142	

注記事項

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 10~18年

 器具備品
 4~20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の前事業年度期首残高が480百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3 月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」75百万円、「その他」55百万円は、「その他」130百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「有価証券償還損」は、営業 外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示 方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」の「その他」に表示していた29百万円は、「有価証券償還損」3百万円、「その他」25百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度	
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)	
 建物	29百万円	31百万円	
器具備品	235百万円	264百万円	

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
 未払金	4,406百万円	

3 保証債務

前事業年度(2018年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	ı	1	2,608
合 計	2,608	1	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	 株式の種類 	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	2017年 3月31日	2017年 6 月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2018年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額12,669百万円配当の原資1株当たり配当額基準日2018年3月31日効力発生日2018年6月26日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6 月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 基準日
 2019年3月31日
 効力発生日
 2019年6月24日

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

前事業年度(2018年3月31日)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		28,709	28,709	-
(2)未収委託者報酬		12,368	12,368	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券		7,631	7,631	-
資産計		48,709	48,709	•
(1)未払手数料		(5,202)	(5,202)	-
(2)その他未払金		(4,476)	(4,476)	-
(3)未払費用(*2)		(3,286)	(3,286)	-
負債計		(12,965)	(12,965)	-

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		28,489	28,489	-
(2)未収委託者報酬		11,468	11,468	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券		8,380	8,380	-
資産計		48,338	48,338	-
(1)未払手数料		(4,610)	(4,610)	-
(2)その他未払金		(3,882)	(3,882)	-
(3)未払費用(*2)		(2,805)	(2,805)	-
負債計		(11,298)	(11,298)	ı

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年 3 月31日)	
(1)その他有価証券 非上場株式 (2)子会社株式及び関連会社株式	970	666	
非上場株式	5,129	1,836	
(3)長期差入保証金	1,072	1,070	

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,709	1	1	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2018年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	134	55	79
(2)その他			
証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの その他			

証券投資信託	3,299	3,522	223
小計	3,299	3,522	223
合計	7,631	7,318	312

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

<u> </u>			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	87	55	32
(2)その他			
証券投資信託	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,301	3,560	258
小計	3,301	3,560	258
合計	8,380	8,328	52

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
作里犬只	(百万円)	(百万円)	(百万円)		
(1)株式	-	-	-		
(2)その他					
証券投資信託	1,963	210	0		
合計	1,963	210	0		

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式 (2)その他	389	86	-
証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		前事業年度	当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自 2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高		2,318百万円	2,350百万円
勤務費用		159	158
退職給付の支払額		166	171
その他		38	52
退職給付債務の期末残高		2,350	2,389

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		前事業年度		当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務		2,350百万円		2,389百万円
貸借対照表に計上された負債と		2 250	,	2 200
資産の純額		2,350		2,389
退職給付引当金		2,350		2,389
貸借対照表に計上された負債と		2 250		2 200
資産の純額		2,350		2,389

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度		当事業年度
	(自 2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至 2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
勤務費用	159百万円		158百万円
その他	24		41
確定給付制度に係る退職給付費用	184		199

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度171百万円、当事業年度174百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (2018年3月31日) (2019年3月31日) 繰延税金資産 731 退職給付引当金 719 244 182 賞与引当金 システム関連費用 16 170 未払事業税 162 141 94 94 出資金評価損 68 32 投資有価証券評価損 その他 297 240 1.592 繰延税金資産小計 1.602 評価性引当額 200 164 1,402 1,428 繰延税金資産合計 繰延税金負債 連結法人間取引(譲渡 159 159 益) 164 85 その他有価証券評価差 額金

- (注)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の繰延税金負債の連結法人間取引(譲渡益)は480百万円減少しております。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

323

1,078

244

1,183

前事業年度(2018年3月31日)

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)	
----	------------	-----	-----------------------	-----------	-----------------------------------	---------------	-------	------------	----	-----------	--

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,701	-	-	
-----	--	-----------	-----	---------	-----------------	------	-------------	-------	---	---	--

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	-	
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。
- (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	· / & (H		/			Э/30.Д/				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	23,216	未払手数料	3,913
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,020	未払費用	233
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,048	長期差入保 証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,052	未払費用	173
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,063	長期差入保 証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	丰度 4 月 1 日 3 月31日)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	年度 - 4 月 1 日 - 3 月31日)
1株当たり純資産額	15,760.66円	1株当たり純資産額	15,389.06円
1 株当たり当期純利益	4,857.40円	1 株当たり当期純利益	4,550.81円

- (注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は184円26銭増加しております。

(注3)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,670	11,870
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間 (2019年9月30日)

	(2019年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	19,529
有価証券	724
未収委託者報酬	11,175
その他	383
流動資産合計	31,812
固定資産	
有形固定資産	1 211
無形固定資産	
ソフトウエア	2,380
その他	403
無形固定資産合計	2,784
投資その他の資産	
投資有価証券	7,928
関係会社株式	2,664
繰延税金資産	1,205
その他	1,280
投資その他の資産合計	13,078
固定資産合計	16,073
資産合計	47,886

(単位:百万円)

当中間会計期間 (2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	6,021
未払費用	3,486
未払法人税等	754
賞与引当金	506
その他	2 474
流動負債合計	11,243
固定負債	
退職給付引当金	2,483
役員退職慰労引当金	128
その他	7
固定負債合計	2,619
負債合計	13,862
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,968
利益剰余金合計	7,343
株主資本合計	34,013
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	10
評価・換算差額等合計	10
純資産合計	34,023
負債・純資産合計	47,886

(2)中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間

(自 2019年4月1日

至 2019年9月30日)

	至 2019年 9 月30日)
営業収益	
委託者報酬	35,076
その他営業収益	309
営業収益合計	35,385
営業費用	
支払手数料	15,895
その他営業費用	6,272
営業費用合計	22,167
一般管理費	1 5,954
営業利益	7,263
営業外収益	2 968
営業外費用	3 148
経常利益	8,083
特別利益	-
特別損失	
税引前中間純利益	8,083
法人税、住民税及び事業税	2,313
法人税等調整額	15
中間純利益	5,785

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

						(十四:日/川)/		
,		株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金				
				その他利益				
	資本金	資本準備金	次士准供今	次士淮供合	次士淮/44	 利益準備金	剰余金 利益剰余金	株主資本合計
			貝平宇開立 利益宇開立	繰越利益	合計			
				剰余金				
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096		
当中間期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	11,868	11,868	11,868		

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

						HHH (13H3X)(IH)
中間純利益	-	-	-	5,785	5,785	5,785
株主資本以外の						
項目の当中間期	-	-	-	-	-	-
変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	6,083	6,083	6,083
当中間期末残高	15,174	11,495	374	6,968	7,343	34,013

	評価・換	算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	46	46	40,142	
当中間期変動額				
剰余金の配当	•	•	11,868	
中間純利益	ı	•	5,785	
株主資本以外の項目の当中間期	35	35	35	
変動額(純額)	0.5	0.5	0.440	
当中間期変動額合計	35	35	6,118	
当中間期末残高	10	10	34,023	

注記事項

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 10~18年

 器具備品
 4~20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要 支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2019年9月30日現在) 有形固定資産 310百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

(単位:千株)

当中間会計期間 (2019年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,639百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日) 有形固定資産 14百万円 無形固定資産 472百万円

2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日) 受取配当金 901百万円

3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 有価証券償還損 71百万円 為替差損 68百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------------	-----------------	-----	-------

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2019年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年3月31	2019年 6 月24日
------------------------	------	--------	-------	-----------	--------------

(金融商品関係)

当中間会計期間(2019年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金	19,529	19,529	-
(2)未収委託者報酬	11,175	11,175	-
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,986	7,986	-
資産合計	38,691	38,691	•
(1)未払金	(5,965)	(5,965)	-
(2)未払費用(*2)	(2,867)	(2,867)	-
負債合計	(8,833)	(8,833)	1

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払金及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	666
子会社株式	1,836
関連会社株式	827
差入保証金	1,068

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2019年9月30日)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,836百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 827百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	66	55	11
(2)その他			
証券投資信託	3,971	3,628	343
小計	4,038	3,683	354
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	3,947	4,292	344
小計	3,947	4,292	344
合計	7,986	7,975	10

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めてお

(セグメント情報等)

りません。

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、 記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間	
(自 2019年4月1日	
至 2019年9月30日)	
1 株当たり純資産額	13,043.35円
1 株当たり中間純利益	2,217.93円

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
- (注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

EDINET提出書類

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	<u> </u>
当中間会計期間	
(自 2019年4月1日	
至 2019年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,785
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,785
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2020年4月1日付で、定款について次の変更を行なう予定です。
 - ・ 商号の変更 (大和アセットマネジメント株式会社に変更)
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円 (2019年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業 務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 信金中央金庫

資本金の額 690,998百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給 調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

<参考>「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」および「ダイワ北米好配当株マザーファンド」の投資顧問会社

名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 518千米ドル(約57百万円)(2018年12月末日現在)

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

<参考>「ダイワ欧州好配当株マザーファンド」の投資顧問会社

名称 アムンディ・アイルランド・リミテッド

資本金の額 1,032,912ユーロ(約131百万円)(2018年12月末日現在)

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 資本金の額:51,000百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託

受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを

目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日 次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその 旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。 ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含みます。)を掲載することがあります。

UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

次の事項を記載することがあります。

- ・大和証券投資信託委託株式会社は、2020年4月1日付で、商号を「大和アセットマネジメント株式会社」に変更します。2020年4月1日以降、「大和投資信託」「大和証券投資信託委託株式会社」など当社名を表す記載につきましては、「大和アセットマネジメント株式会社」とお読み替え下さい。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事 業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他 の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月6日

囙

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小林 英之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)の2019年5月9日から2019年11月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)の2019年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小倉 加奈子 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 間瀬 友未 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事 業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借 対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を 行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。